

龍谷・キャンベルシリーズ

キャンベル共同計画 介入・政策評価系統的レビュー
第14号

Ryukoku-Campbell Series No.14

Plain language summary (抄録)

龍谷 - キャンベルシリーズ第14号の刊行にあたって

犯罪学研究センターは、2016年6月に発足し、同年11月に文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択されました。わたしたちは、犯罪現象を人間・社会・自然の3つの科学的視点から総合的に分析し、対人支援と犯罪予防を基軸とした犯罪学の構築を目的としています。

本シリーズは、従来、龍谷大学矯正・保護総合センターの事業として刊行されてきましたが、当センターの犯罪学・刑事政策学の科学化を目標とする「政策評価ユニット」が、事業を引き継ぎ、本シリーズを編集・刊行するのみならず、キャンベル共同計画が生み出してきたレビュー・抄録を翻訳し、当センターのHP上で公開しています。

キャンベル共同計画は、さまざまな分野において、科学的証拠に基づいた政策 (Evidence Based Policy: EBP) が社会に根付くことを目標として掲げています。本シリーズは、これまで毎号2本の系統的レビューを紹介してきました。

今回は、“Plain language summary (抄録)” を特集しています。この抄録は、キャンベル共同計画にどのようなレビューが登録されているのかをわかりやすくまとめたものです。刑事司法領域を中心に30本の抄録を選びました。本号に収録されているもの以外の抄録を含め、すべてのレビューは、犯罪学研究センターのHPで参照することができます。このレビューが日本におけるキャンベル共同計画の普及とEBPの定着に貢献することを期待しています。

本書の発行によって、日本の刑事政策と犯罪学の発展にすこしでも寄与することができれば幸いです。

2020年3月

龍谷大学 犯罪学研究センター長
石塚 伸一

龍谷-キャンベルシリーズ

キャンベル共同計画 介入・政策評価系統的レビュー

第14号

Ryukoku-Campbell Series No.14

はしがき

2016年6月、龍谷大学は、「龍谷・犯罪学」を構築し、日本国内だけでなく、広く世界に海外にアピールすることを目指し、犯罪学研究センターを開設し、同センターは文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択された。これまで、『Ryukoku-Campbell Series』は、龍谷大学矯正・保護総合センターの研究プロジェクトの一つとして第11号まで発行してきたが、その研究内容に鑑み、今後は、政策評価に関する研究プロジェクトの活動として犯罪学研究センターが引継ぐこととなり、本号がその3号目である。

このプロジェクトの目的のひとつは、刑事政策を含む社会政策に関する国際的な評価研究プロジェクトであるキャンベル共同計画（Campbell Collaboration）と協力し、その成果を広く公表することにある。キャンベル共同計画は、社会政策の中で「何が（科学的に）効果があるのか」についてのエビデンスを集め、評価し、広めることを目的としている。龍谷大学では、これまでキャンベル共同計画の日本代表である静岡県立大学の津富宏教授と協力し、キャンベル共同計画の成果の中でも矯正・保護、つまり犯罪者処遇に関するエビデンスを中心に、評価報告書であるレビューの翻訳やウェブサイトでの公表に協力してきた。今後は、犯罪学研究センターの開設を契機として、キャンベル共同計画の日本語版ホームページの運用を含め更に連携を強化することとなった。そして、政策決定者、実務家、研究者に対して、その成果をより身近なものとして活用してもらうために発行してきたブックレット『Ryukoku-Campbell Series』についても、犯罪者処遇だけでなくより幅広い犯罪対策をカバーして発行することとした。

本号は、抄録（Plain Language Summary）を収録した特集号である。キャンベル共同計画の系統的レビューは厳格な審査を経て採択されるため、その報告書にはレビューのプロセスが詳細に記載され、それを読み解くには一定レベル以上の統計学や疫学の知識が必要となる。その一方で、キャンベル共同計画の目的は、良質なエビデンスを学界だけでなく、行政官や政治家といった政策立案者に届けることで、エビデンスに基づいた政策立案を促進することにある。そこで、キャンベル共同計画では、疫学や統計学に関して高度な知識がなくても系統系レビューの概要が理解できるように、系統的レビューごとに平易な言葉で書かれた抄録を作成している。本号は、日本語版ホームページに掲載した抄録の一部をまとめた抄録集である。私たちにとって重要な示唆を含んだ内容となっており、ぜひご一読願いたい。

抄録集を通読してみると、再犯防止や防犯について、効果が認められたものには以下のような傾向があることがわかる。箇条書きに示すと。

- ・心だけに働きかけるプログラムよりも、行動に働きかける（行動変容）プログラムのほうが効果が認められやすい。たとえば、認知の歪みと行動変容の両方に働きかける認知行動療法は、性犯罪など多様な犯罪類型の再犯防止に対して効果が認められている。ただし、その効果には有効期限があり、介入が実施される環境によって効果に違いがある。

- ・同様に、具体的なターゲットが不明確なまま漠然と規範意識や自信を高めたり、忍耐力を身につけさせたり、基本的生活習慣を身につけさせようとするプログラムには再犯防止等に効果が認められにくい。たとえば、常識的には効果がありそうなステアードストレイトやブート・キャンプ処遇、青少年に対する夜間外出制限などには再犯防止効果が認められていない。
- ・薬物犯罪の再犯防止や再使用防止については、治療共同体による介入に一定程度効果が認められた一方で、ドラッグコートについては、成人に対しては再犯防止に効果が認められたものの、少年に対しては認められていない。
- ・防犯については、ターゲットを絞った対策や警察だけでなく地域の関係機関との連携によって地域全体を活性化するような介入のほうが効果が認められやすい。たとえば、地理的目標を定め、警察と第三者間での協力関係を構築する問題解決型の警察活動は、協力関係を構築するが地域全体に分散してしまう警察活動よりも、街路レベルでの薬物市場を根絶するのに効果的な傾向があることが明らかになった。
- ・親に対する介入には非行少年本人に対する介入以上に非行防止効果が認められやすい。たとえば、出生前を含む5歳以下の子どもがいる家庭に対する育児訓練や親業訓練といった早期の支援によって、その後の子どもの問題行動が予防されること、また、こうした早期の介入は、子どもが成人した後の問題行動(犯罪)の防止にも有効である可能性が確認されている。その一方で、親が受刑することは、その子どもの問題行動の発現リスクを高めることも明らかとなっている。

その他、再犯防止に関しては、介入後のアフターケアが充実し、継続的な支援が組み込まれたプログラムのほうが効果が認められやすいこと、強制されたプログラムよりも、自発的に参加したプログラムの方が効果が認められやすいこと、再犯防止には、司法による公式な処分よりも非公式な介入(ダイバージョン)のほうが効果が認められやすいことなどが明らかとなっている。

今回は、キャンベル共同計画の成果を政策決定者や実務家に広く理解し、活用してもらうため、限られた紙面を使い平易な言葉で簡潔に記述された抄録のみを掲載した。その結果、かえって舌足らずな表現となってしまっていたり、何も明確になっていないような印象を与えてしまったりすることがあるかもしれない。しかし、一つひとつの抄録の背後には分厚い系統的レビューの存在があることを忘れていただきたい。キャンベル共同計画の成果である系統的レビューは、これまでの研究を概観するような単なるレビュー(ナラティブ・レビュー)ではない。たとえ、介入の効果が認められなかったレビューであっても、その結果は、疫学の基本的な考え方にのっとり、レビューの計画段階から、対象やその方法が適切であるかの審査を経て、更に、メタ分析の方法など、レビューそのものが、系統的レビューとして適切であるかどうかの審査を経た上で公表される。読者には、この抄録集が、膨大な時間と手間隙をかけた、現時点で最良のエビデンスに基づいて書かれたものであることを理解した上で、じっくりと読み、その成果を活用する方法を考えていただきたい。

龍谷大学犯罪学研究センター政策評価ユニット長
浜井 浩一

キャンベル共同計画

<http://www.campbellcollaboration.org/>

キャンベル共同計画日本語ウェブサイト

<http://crimrc.ryukoku.ac.jp/campbell/>

目 次

発刊にあたって

はしがき（シリーズ発刊の意義とプロジェクトの解説） 2

目次 5

キャンベル共同計画の概要 6

Plain language summary（抄録） 9

キャンベル共同計画の概要

キャンベル共同計画日本代表
静岡県立大学 津 富 宏

キャンベル共同計画 (<https://www.campbellcollaboration.org/>) は、社会政策（教育、刑事司法、社会福祉）の分野における介入の効果に関し、人々が正しい情報に基づいた判断を行うことを援助することを目的とする国際的な非営利団体である。2000年2月24日から25日にペンシルベニア大学で開かれた会合で正式に発足した。キャンベル共同計画は、医学における先行的取組みである、コクラン共同計画 (<http://www.cochrane.org/>) に刺激を受けて始まった。両共同計画の原則は以下のとおりである。

- 1 共同計画の内部及び外部において、良好なコミュニケーション、オープンな意思決定とチームワークをはぐくむことにより協働する
- 2 異なるスキルと背景を持つ人々を巻き込み支えることで、個人の熱意に拠って立つ
- 3 無駄な努力をしないよう、よい運営と連携によって、不必要な重複を避ける
- 4 科学的エビデンスに関する高い基準に従う、広範な参加を求める、利害の矛盾を避けるといった、さまざまな方法によって、バイアスをできる限り小さくする
- 5 新たなエビデンスを見つけ含めることによってキャンベル・レビューを維持するというコミットメントを行い、常に最新であり続ける
- 6 人々にとって意味のあるアウトカムを用いた政策と実務の評価を促進することで、有意義であろうとする
- 7 戦略的連携の長所を生かして共同計画のアウトプットを広く頒布し、世界中のユーザのニーズにあった適切な価格、内容、媒体を推進することで、アクセスを促す
- 8 批判に対してオープンに応じ、方法論の進歩を適用し、質的向上のシステムを開発することで、質を保証する
- 9 レビューに対する責任、編集のプロセス及び共同計画の中心機能を、維持し更新することによって継続する

キャンベル共同計画は、系統的レビューのガイドラインを定めることにより、利用者に対し、質の保証されたエビデンスを提供する。系統的レビューは、新たな一次研究に応じて随時更新され、批判や方法論の進歩に応じて修正される。

キャンベル共同計画のレビュー・グループは、教育、刑事司法、社会福祉の3グループである。系統的レビューの作成は、これらのグループに、レビューのタイトルを登録することから始まる。タイトルが登録されたら、次いで、レビューワは、レビュー・グループに対して、系統的レビューの研究計画であるプロトコルを提出する。プロトコルが承認されると、レビューワは系統的レビューに着手し、その成果としてレビューと抄録を提出する。さらに、審査のち、レビューと抄録が承認される。

こうして生み出された系統的レビューは、キャンベル共同計画のウェブサイト上で、データベースとして公開されている。現在、すでに完了したレビューが145件（教育33件、刑事司法42件、社会福祉59件、国際開発28件等）登録されており、うち、翻訳済みが49件（教育5件、刑事司法23件、社会福祉22件）である。すでに翻訳が完了したレビューのタイトルは以下のとおりである。

教育

1. 放課後のプログラムの生徒のアウトカムに対するインパクト
2. ボランティア個人教授プログラムの効果に関するエビデンス
3. 親の関与と小学生の学業成績
4. 子どもの攻撃行動の減少を目的とした学校現場の社会情報スキル向上のための介入：普遍型プログラム（パート1）
5. 子どもの攻撃行動の減少を目的とした学校現場の社会情報スキル向上のための介入：選別型／徴候型・抽出型プログラム（パート2）

刑事司法

1. 防犯カメラの監視：犯罪抑止効果
2. 犯罪者に対する認知行動プログラム
3. 矯正的ブートキャンプ：犯罪への効果
4. 判決の費用便益分析
5. 反テロリズムの対策
6. 家庭内暴力で有罪判決を受けた者に対して裁判所が強制的に実施する介入
7. 拘禁的判決と非拘禁的判決：再犯に対する効果
8. 薬物代用プログラム：再犯に対する効果
9. 親の刑務所収容：子どもの反社会的行動とメンタルヘルスに与える影響
10. 家族ないし親の早期訓練プログラムが反社会的行動と非行に与える効果
11. 繰り返し起こる家族暴力事件に対する二次対応者プログラムの効果
12. 犯罪多発地域における集中的警察活動：犯罪に対する効果
13. 拘禁下における薬物濫用治療の犯罪行為に対する効果
14. サイバー加害の予防・減少のための子ども、若者、親への介入
15. 個人指導プログラム
16. 近隣監視
17. 非拘禁雇用プログラムの効果：元犯罪者の再犯率への影響
18. 少年非行の防止のための「スケアード・ストレート」等少年の自覚を促すプログラム
19. 学校を基盤とする、いじめと被害化を減らすためのプログラム
20. 重大（暴力および常習的）少年犯罪者：矯正下の処遇効果
21. 街路レベル薬物法執行：メタ分析のレビュー
22. 少年の公的システムによる措置：非行への効果

社会福祉

1. 親密なパートナーによる虐待を経験した女性の身体的・心理的健康を促進し、暴力を減少あるいは撲滅するための権利擁護的介入
2. 問題行動を扱う里親を援助するための認知行動訓練による介入
3. 女性のパートナーを殴る暴力的男性に対する認知行動療法
4. 居住型処遇施設内の若者の反社会的行動に対する認知行動療法
5. 幼児と青少年（7歳 - 16歳）がギャングに関与することを防ぐための認知行動的介入
6. 児童や若年者の自尊感情を高めるための身体運動
7. 先進国の、低収入や社会的に不利な立場におかれた家族への小児保健および福利のための金銭的給付
8. 保護制度を卒業した青少年のアウトカムを改善するための自立生活プログラム
9. 10代の親とその子どもたちの心理社会的アウトカムを向上させるための、個人及び集団ベースの子育てプログラム
10. 学習障害を持った性犯罪者に対する介入
11. 青年の妊娠に関連するアウトカムを減少させることを目的とした介入
12. 虐待により家庭から引き離された児童の、安全、安定、福利のための親族によるケア
13. 10歳から17歳の児童・青年の社会的・情緒的・行動的問題に対するマルチシステムティック療法
14. 子どもと青少年（7歳 - 16歳）のギャングへの関与を防ぐための機会提供
15. 母親の心理社会的健康を改善するためのペアレント・トレーニングプログラム
16. 身体障害を持つ成人（19歳 - 64歳）のための個別支援
17. 身体障害と知的障害の両方を持つ子どもと青年（0歳 - 18歳）のための個人的支援
18. 知的障害を持つ子どもと青年（0歳 - 18歳）のための個人的支援
19. 身体障害のある（0歳から18歳の）児童及び青年のための個人的支援
20. 社会的に恵まれていない小学生を対象とする学校給食の身体及び心理社会的健康に対する効果
21. 児童に対する性的虐待を防止するための学校を基盤とするプログラム
22. 福祉受給者に対する労働プログラム

筆者は、龍谷大学や笹川平和財団の助成を得て、これらの系統的レビューを翻訳し、キャンベル共同計画の日本語ウェブサイトを通じて提供してきた。（<http://crimrc.ryukoku.ac.jp/campbell/>）

なお、翻訳は鋭意行っているが、レビューは、日々アップデートされているので、最新版のレビューについては、英文サイトを参照されたい。

キャンベル共同計画は、社会政策の分野で系統的レビューをつくり、維持し、頒布するプロジェクトの中で、唯一国際的であり、かつ、質の高い取組みである。その意味で、キャンベル共同計画の生み出す系統的レビューのわが国への価値は高い。今後は、キャンベル共同計画の日本での活動に対する、公的な認知や支援が期待される。

Plain language summary (抄録)

目 次

【刑事司法】

1. 防犯ツールとしての監視カメラ	12
2. 再犯に対する施設内処遇と社会内処遇の効果	14
3. 犯罪ホットスポットにおける警察活動は犯罪を減少させる効果がある	16
4. 収監ベースの薬物治療プログラムは犯罪行為に対して適度な効果がある	18
5. サイバー乱用への介入はインターネットの安全性についての知識を高めるが 危険なオンライン行動を減らさない	20
6. 問題志向型警察活動は、犯罪と秩序違反にわずかな影響しか及ぼさない	22
7. スケアード・ストレートプログラムは犯罪をより招く	24
8. 学校からの排除は、介入によって減らすことができるが、その効果は一時的である	26
9. 性犯罪者への処遇は再犯を減少させるが、効果的な介入を特定するには、 さらなる検討が必要である	28
10. 青少年の夜間外出禁止は犯罪や犯罪被害の減少に効果がない	30
11. 低所得国や中所得国においてギャングと若者の関係を絶つ予防的介入に 関する厳密な研究は存在しない	32
12. 企業犯罪：法律と規制は企業に対してわずかな効果しかない	34
13. 対面式の修復的司法カンファレンスは、再犯の減少と被害者の 満足の促進という点で、費用対効果が高い	36
14. 警察の正当性を高めるための介入は、警察に対する市民の満足感と信頼を高め、 再犯を減少させる	38
15. 焦点を絞った抑止戦略「プリング・レバー」は、犯罪を減らすのに効果的である	40
16. ドラッグコート：青少年よりも成人の薬物の使用と再犯の減少に効果的である	42
17. 低リスクの若者に対する警察主導のダイバージョンは若者が司法制度と 将来的に関わることを減らす	44

【社会福祉】

18. 親密なパートナーからの暴力を防止する支援についての限定的根拠と限定的効果	46
19. 親族ケアを受けている子どもらの健康状態と幸福感は、里親によるケアを 受けている子どもよりも良い	48
20. 学校で行われる性的虐待予防プログラムは、子どもの防衛行動を強化し、 性的虐待に関する知識を増加させる	50
21. 若者のための能動的な労働市場プログラムは雇用と収益を増やす効果は プログラムとその内容により異なる	52
22. 違法薬物使用の減少に向けた12-ステッププログラムは、 他の介入に比べて、良くも悪くもない	54

23. 若者の非オピオイド薬使用に対する治療方法としてのFFTの有効性を示す エビデンスはほとんどない	56
24. 若者の非オピオイド薬物使用における認知行動療法は、他の治療と同等か劣っている	58
25. ホームレス状態を減らし、居住安定性を改善する介入は効果的である	60

【教育】

26. 初等中等学校での不登校に対する心理社会的介入の効果	62
27. 交際中の暴力を防ぐための学校で行われるプログラムは行動に変化を与えない	64
28. 不登校プログラムは学校への出席を増加させるが、よりよいプログラムと エビデンスが求められている	66

1. 防犯ツールとしての監視カメラ

【レビュータイトル】

Effects of closed circuit television surveillance on crime



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、盗難や暴力犯罪に対する監視カメラの有効性について、検討している。本レビューは、監視カメラの設置が防犯に役立つかについて検討し、監視カメラの使用が防犯効果の拡大につながるかについての評価も行っている。著者は、44ケースの評価を入手した。これらは、イギリス、アメリカ、カナダ、ノルウェー、スウェーデンの研究であり、イギリスの研究(44)が最も多い。

このレビューはどれくらい最新のものが？

当該調査は2007年4月に終了した。本キャンベル系統的レビューは、2008年12月に公開されている。

この要約について

この要約は、Simon Goudie (Campbell Collaboration) によって執筆されたものであり、Campbell Systematic Review 2008:17 'Effects of Closed Circuit Television Surveillance on Crime' に基づいている。系統的レビューは、Brandon Welsh and David Farrington. (DOI:10.4073/csr.2008.17) によるものである。要約の原案は、Anne Mellbye (RBUP, Norway)、要約の校正、作成は、Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) が行った。

Authors: Brandon Welsh,
David Farrington

Published date: 2008-12-02

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/effects-of-closed-circuit-television-surveillance-on-crime.html>

監視カメラの設置は、盗難犯罪には少し効果があるが、暴力犯罪には効果がない。監視カメラは、駐車場での犯罪防止には有効である。

このレビューは何を検討したのか？

このレビューは何についてのものか？

公共の場において、監視カメラの設置は増えつつある。監視カメラの使用についての一般的な理由は、潜在的な犯罪者を抑止して犯罪を予防することである。監視カメラの設置は、警察や保安要員に警報を出すのが早いので、より迅速に対処できる。監視カメラの設置は、市民が、より安全で、より安心、ということを感じさせるのに役立っていると思われる。

しかし、CCTVは高価である。イギリスでは、1992年から2002年の間に、公費の2億5千万ポンド以上が、CCTVに使われた。監視というこの方法は、国の刑事司法制度以外で、最も多く出資された犯罪防止の対策である。

本レビューは、公共の場での犯罪に対する監視カメラの有効性についての根拠を概観する。本レビューでは、どのような設置場所や設置条件が最も有効であるのか、監視カメラの設置が結局、犯罪抑止に役立っているのか、あるいは犯罪の発生場所に変化をもたらすのかについて検討している。

どのような研究が含まれているのか？

系統的レビューには、盗難や暴力犯罪に対する監視カメラの有効性について検討した研究が含まれる。監視カメラ以外の防犯対策に関する研究については、監視カメラが主要な対策である場合に限り対象とした。全ての研究は、監視カメラ設置前後での犯罪発生件数の変化と、防犯対策が講じられた実験区と講じられていないコントロール区との比較を行っている。

レビューでは44の研究を概観している。評価の多くは、4つの主要な設置箇所である、市街中心地、公共の交通機関、公営住宅、駐車場で行われた。加えて、2つの研究は住宅地で、1つの研究は病院で行われた。研究の多くはイギリス(36)で行われ、その他の研究は、アメリカ(5)、カナダ(1)、ノルウェー(1)、スウェーデン(1)で行われた。

犯罪予防に、監視カメラはどのような効果があるのか？

監視カメラが犯罪を抑止する効果はそれほど大きくない。監視カメラの有効性は、設置場所によって異なる。監視カメラは駐車場での防犯には有効であるが、市街中心部、公営住宅や公共の交通機関においては効果が小さい。監視カメラの設置は、駐車場での車上荒らしや車の盗難といった車両犯罪を予防するのに最も有効である。監視カメラの有効性は、カメラが映す範囲が広いほど、高まる。

監視カメラは、暴力犯罪のレベルには影響を及ぼさない。

監視カメラが設置された駐車場についての6つの研究では、明るくしたり柵を設けたりといった付加的な防犯対策のように、監視カメラの設置は、様々な防犯対策の1つであるとしている。こうした様々な防犯対策それぞれの有効性を個々に評価することはできない。

監視カメラの設置が、犯罪の発生をなくすのか、あるいは防犯効果が他の地域まで広がるのかについて、結論を導くことのできる証拠はない。

このレビューの研究上及び政策上の示唆は何か？

政策者、政策決定者への示唆

監視カメラの設置は、駐車場での車上盗難、車両盗難を減らす有効な対策といえる。しかし、監視カメラの設置は、駐車場以外の場所では防犯対策としてはそれほど効果がみられない。そのため、監視カメラは、より照準をあわせて、特定の状況にあわせて活用することが必要であると思われる。

監視カメラの設置は、暴力犯罪の防止については、有効な対策とはいえない。

研究上の示唆

今後の研究では、さらに次の研究が必要である。(1)監視カメラの設置が、特定の地域では有効であっても、他の地域では有効でないのは何故なのか、(2)監視カメラの設置が、犯罪を防止し、あるいは犯罪が別の場所で発生するようになるのは何故なのか、(3)防犯効果は時間が経過しても持続するのか、についての長期間にわたる研究。

監視による犯罪予防は、駐車場での効果が高いが、市街の中心部、公営住宅や公共の交通機関での効果は薄い

2. 再犯に対する施設内処遇と社会内処遇の効果

【レビュータイトル】

The effects on re-offending of custodial vs non-custodial sanctions



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、再犯に対する施設内処遇と社会内処遇の効果を比較している。著者らは14件の質の高い研究を発見し、そこには3件の無作為化比較試験と2件の自然実験が含まれる。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューの著者らは1961年から2013年までに行なわれた研究について調査した。このキャンベル系統的レビューは2015年1月2日に発行された。



この要約について

本要約はロビン・ミルドン Robyn Mildon と（キャンベル共同計画 Campbell Collaboration）とカレン・ハリース＝リース Karen Harries-Rees（子育て研究センター Parenting Research Centre）によって作成された。本要約は Campbell Systematic Review ‘The Effects on Re-offending of Custodial vs. Non-custodial Sanctions: An Updated Systematic Review of the State of the Knowledge’ by Patrice Villettaz, Gwladys Gillieron, and Martin Killias, (DOI: 10.4073/csr.2015.1) に基づいている。本要約はアン・メルビー Anne Mellbye (RBUP) がデザインし、タニヤ・クリスチャンセン Tanya Kristiansen（キャンベル共同計画 Campbell Collaboration）によって編集された。

Authors: Patrice Villettaz Gwladys,
Gillieron, Martin Killias

Published date: 2015-01-02

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/custodial-vs-non-custodial-sanctions-re-offending-effects.html>

収監などの施設内処遇は再犯を減少させるという点で、社会内処遇と比較して同程度あるいは劣るといえることがエビデンスによって示唆されている。

本レビューは何に関するものか？

違法行為を行なった人は再度、罪を犯す可能性がある。どの制裁が再犯を減らし、他のものと比較してより効果的なアプローチがあるかどうかを知ることは重要である。

制裁には2種類ある。施設内処遇は、罪を犯した人を、刑務所や社会復帰訓練所、「ブート・キャンプ」のような機関に置いてその移動の自由を剥奪するものである。社会内処遇（「代替的」もしくは「コミュニティ」制裁としても知られている）には、コミュニティでの仕事、電子的監視、罰金などが含まれる。本レビューは施設内処遇と社会内処遇には再犯率において異なる効果があるかどうかについて検討する。

本レビューにはどの研究が含まれているか？

本レビューに含まれる研究には少なくとも、施設内処遇と社会内処遇の2つのグループがある。制裁は刑法違反の後に科せられるものでなければならぬし、新たな逮捕のような、少なくとも1つの再犯の基準がなければならない。

施設内処遇と社会内処遇を比較する14件の質の高い研究が分析に含まれている。研究は、1961年～2013年の期間にわたり、その大部分は米国、ヨーロッパ、オーストラリアで行なわれている。

施設内処遇には再犯において社会内処遇とは異なった効果があるか？

ない。施設内処遇は、再犯を減らすという点で社会内処遇と同程度あるいは劣るといえることが質の高い研究によって明らかになっている。

比較的弱いデザインの研究の中には、社会内処遇よりも、刑務所のほうがより再犯率が高いということを示唆しているものもある。しかし、こうした結果は、選択バイアスの影響を受けている可能性がある。つまり、罪を犯した人で再犯の可能性が低い傾向にある人は、社会内処遇を受ける傾向がより高いのである。

結果の意味するところは何か？

収監は再犯を減らすという点で、コミュニティで行われる制裁と同程度の効果しかない。このようなエビデンスがあるにもかかわらず、世界中のほとんどの社会で、犯罪への対処のための主要な方策として施設内処遇が用いられ続けている。

社会復帰という観点からみると、短期の拘禁は「代替的な」解決策と同程度あるいは劣っている。

刑の実施に関する多くの研究は、脆弱でバイアスのかかった手法を用いているということが明らかになった。政策立案者や実務家は、たとえば無作為化比較試験あるいは自然実験から得られたような、よりよいエビデンスを用いるべきである。本レビューにはそのような研究がいくつか含まれているが、さらに質の高い追加研究が求められている。

雇用や他の社会的ネットワークを通じて生み出されるものなど、罪を犯した人の社会復帰に対する他の社会内処遇のアプローチについても同様に評価される必要がある。

施設内処遇は、再犯を減らすという点で社会内処遇と比較すると同程度あるいは劣るといえることが、質の高い研究によって明らかになっている

3. 犯罪ホットスポットにおける警察活動は犯罪を減少させる効果がある

【レビュータイトル】

Hot spots policing effects on crime



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは、犯罪の「ホットスポット」に対する警察の犯罪防止の取り組みの効果と、特定の場所における警察の集中的な活動が犯罪の転移（つまり犯罪が近くに移動する）あるいは拡散（つまり周辺地域の犯罪が減少する）をもたらすかどうかということについて検討する。本レビューには25例を対象とした19件の研究が含まれる。その研究のうち、17件が米国で行なわれた。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューの著者らは2011年1月に研究の調査を行なった。このキャンベル系統的レビューは2012年6月27日に発行された。

※このレビューは2019年9月に更新されている。レビュー「Hot spots policing of small geographic areas effects on crime」に付される抄録の翻訳は後日HPに掲載する予定である。

この要約について

本要約はロビン・ミルドン Robyn Mildon (キャンベル共同計 Campbell Collaboration) とカレン・ハリーズ＝リース Karen Harries-Rees (子育て研究センター Parenting Research Centre) が執筆したもので、Campbell Systematic Review 'Hot spots policing effects on crime' by Anthony Braga, Andrew Papachristos, and David Hureau, (DOI:10.4073/csr.2012.8) に基いている。本要約はアン・メルビー (RBUP) がデザインし、タニヤ・クリスチャンセン Tanya Kristiansen (キャンベル共同計画 Campbell Collaboration) によって編集、作成された。

Authors: Anthony A. Braga, Brandon Turchan, Andrew V. Papachristos, David M. Hureau

Published date: 2019-09-08

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/effects-of-hot-spots-policing-on-crime.html>

犯罪発生率の高い地域（「ホットスポット」）における集中的な警察の取組みは犯罪を減少させるのに効果的である。犯罪ホットスポットでの警察活動が犯罪を近くのエリアに転移させるようなことはない。むしろ、犯罪減少の恩恵が対象地域の周辺のエリアへと即座に拡散していく。問題志向型のアプローチには従来のな警察活動アプローチよりも大きな効果がある。

本レビューは何に関するものか？

すべての犯罪の半数が局所的な狭いエリア、つまりホットスポットで発生する。犯罪ホットスポットの例としては、マンションや街角、いくつかの都市区画がある。警察官がこうした場所へ注意を集中させれば、犯罪は、より効率的に減少しうるのだろうか？あるいは、こうした形式の警察活動は犯罪を別の場所へ転移させるだけに終わってしまうのだろうか？

本レビューでは、犯罪ホットスポットへの集中による犯罪減少効果、犯罪が別のエリアに移動するかどうか（転移）、あるいは恩恵が波及する、つまり周辺エリアの犯罪が減少する（拡散）かどうかということについて検討する。

本レビューにはどの研究が含まれているか？

本レビューには、パトロール、交通違反の取締り、秩序違反の積極的な取締りや問題指向型の警察活動など、犯罪をコントロールするための警察の取組みに関する研究が含まれている。それぞれの研究において、犯罪ホットスポットアプローチは、犯罪ホットスポットには特に注意を払わない従来の警察活動と比較された。

警察の取組みの効果は、事件報告書、緊急通報、逮捕などの公的な犯罪データを用いて測定されている。

19件の研究が本レビューによって要約されている。そしてそのうち10件は犯罪ホットスポットに対する警察活動の25のテストを対象とした無作為比較試験が実施されている。17件の研究が米国で実施されており、1件はオーストラリア、1件がアルゼンチンで行なわれている。

これらの研究のうち7件が50万人以上の住民が住む大都市で行なわれていて、10件は20万人～50万人の住民のいる中規模都市で、2件が20万人以下の小都市で実施されている。

犯罪ホットスポットに対して犯罪防止の取組みを集中させることで犯罪は減少するか？

減少する。犯罪ホットスポットに対して警察の介入が実施された場合、犯罪および秩序違反が全体的に減少するということが、質の高いエビデンスによって示されている。最も減少したのは、薬物事案、暴力事案、秩序違反事案で、あまり減少しなかったのは、窃盗事案であった。

本レビューでは、犯罪ホットスポットに対する警察の取組み、特に問題志向型の警察活動は、周辺地域への犯罪の転移を引き起こすというよりもむしろ、周辺地域の犯罪を減少させる可能性が高いということも示唆されている。

本レビューにおける結果の意味するところは何か？

犯罪活動が活発な少数の地域において、警察機関の限られた資源を犯罪ホットスポットに対する警察活動へ投資することは、これらの地域やその周辺における犯罪を防止し、犯罪全体を減少させる。問題指向型の警察活動のアプローチによって、犯罪活動が活発な地域で繰り返し発生する特定の問題に応じた対策を開発することができる。

積極的な執行戦略に対する警察の依存を減少させる状況の予防戦略を実施すると、警察とコミュニティの関係にとってもプラスの利益がもたらされる可能性がある。犯罪ホットスポットの警察活動に対する地域コミュニティの反応は考慮されなければならない。住民は犯罪を減らす取組みを歓迎するだろう。しかし、警察のプログラムが締め付けとして捉えられたり、特定の人口グループに集中しすぎているとみなされたりしてしまえば、そうしたプログラムは、警察と、警察が手助けしようとしている人達との間に亀裂を生じさせるだけに終わってしまう可能性がある。

犯罪ホットスポット（犯罪多発地域）に対して警察の介入が実施された場合、犯罪および秩序違反が全体的に減少するということが、質の高いエビデンスによって示されている

4. 収監ベースの薬物治療プログラムは犯罪行為に対して適度な効果がある

【レビュータイトル】

The effectiveness of incarceration-based drug treatment on criminal behavior



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは、収監ベースの薬物治療の介入による出所後の再犯と薬物使用への効果について検討している。本レビューでは、74件の研究から得られた結果を要約している。そのうち65件の研究が米国で実施され、4件はカナダ、3件はオーストラリア、1件は台湾、1件は英国で行なわれた。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューの著者らは2011年11月までに発行された研究を調査した。このキャンベル系統的レビューは2012年8月に発行された。

この要約について

本要約はエイダ・シクヴドジー Ada Chukwudozie とハワード・ホワイト Howard White (キャンベル共同計画 Campbell Collaboration) が執筆し、Campbell Systematic Review 2012:18 The Effectiveness of Incarceration-Based Drug Treatment on Criminal Behaviour: A systematic review Ojmarrh Mitchell, David B. Wilson and Doris L. MacKenzie (DOI 10.4073/csr.2012:18) に基づいている。本要約はタニヤ・クリスチャンセン Tanya Kristiansen (キャンベル共同計画 Campbell Collaboration) が再デザインと編集を行なった。本要約の作成に対してアメリカ研究所 American Institutes for Research から受けた経済的支援に感謝してここに記す。

Authors: Ojmarrh Mitchell, Doris MacKenzie,
David Wilson

Published date: 2012-11-01

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/effectiveness-of-incarceration-based-drug-treatment.html>

収監中の犯罪を行なった人たちは薬物乱用の問題を抱えていることが多い。彼らは効果的な治療を受けることがなければ、出所後に犯罪行為を継続する傾向がある。収監ベースの薬物治療プログラムは、再犯と薬物使用を減らす上でやや効果的である。効果はプログラムのデザインによって異なる。治療的コミュニティが最も効果的である。ブート・キャンプは効果的ではない。

レビュー研究では何を行なったのか？

ほとんどではないとしても、収監中の犯罪を行なった人たちの多くが薬物に依存している。薬物乱用に対して効果的な治療を受けないと、犯罪を行なった薬物依存の人たちの高い割合が出所後に犯罪を繰り返すことになるだろう。

収監ベースの薬物治療プログラムによって、治療と省内に集中するための十分な時間をかけて薬物との接触を制限するだけでなく、薬物乱用者—そうでなければ治療しなかったであろう人たちの多く—が治療に参加することを促進するために矯正施設が強制力を行使することができる。

本レビューでは収監ベースの薬物治療プログラムが出所後の再犯と薬物使用にもたらす効果について検討している。

どのような研究が含まれているか？

本レビューに含まれる研究では、治療グループと比較グループを含む実験的あるいは2群の擬似実験的研究デザインを用いて、薬物乱用の問題を抱える収監中の参加者に対する収監ベースの薬物治療の介入について評価している。

収監ベースの薬物治療プログラムは、治療的コミュニティ therapeutic communities (TCs)、グループ・カウンセリング、薬物犯罪を行なった人たちを対象としたブート・キャンプ、麻薬保守管理プログラム narcotics maintenance programs の4つの明確なタイプに分類された。

レビューには合計74件の独立した評価が含まれていた。65件の研究が米国で実施され、4件

はカナダ、3件はオーストラリア、1件は台湾、1件は英国で行なわれた。これらの研究ではそれぞれのプログラムの類型について、方法論、サンプル、プログラムの特徴を比較している。

本レビューの主な結果は何か？

収監ベースの薬物治療プログラムは、犯罪行為と薬物使用を減少させる上でやや効果的である。こうしたプログラムによる全体的な平均の効果は、再犯や薬物の再使用を約15～17%減少させるということである。

効果はプログラムのデザインによって異なる。治療的コミュニティでは比較的一貫して小幅な減少がみられる。カウンセリング・プログラムでは再犯は減少するものの、薬物の再使用では効果はなく、麻薬保守管理プログラムでは薬物の再使用は大幅に減少したが再犯については効果がなく、ブート・キャンプには再犯と薬物の再使用の両方に対してごくわずかな効果しかなかった。

本レビューの結果が意味するところは何か？

本レビューで提示される主なエビデンスは、治療プログラムの効果は治療のタイプによって異なるということを示唆している。再犯と薬物使用を比較的一貫して減少させていることから、これらの結果が最も強く支持しているのは、治療的コミュニティの効果である。ブート・キャンプには再犯と薬物使用のどちらにも効果がない。

こうした結論は、評価数が限定されていることや全般的な方法論の弱さを考慮し、注意して読まれるべきである。

治療的コミュニティのプログラムは、再犯と薬物の再使用において小幅な減少を一貫して示した唯一のプログラムではあるが、その効果を過剰に評価した可能性のある公表バイアスのエビデンスがある。このようなあらゆる不十分な点を考慮し、こうしたタイプの介入による効果についてのさらなるエビデンスが求められている。

収監ベースの薬物治療プログラムは犯罪行為や薬物使用を低減する上でやや効果的である

【刑事司法】

5. サイバー乱用への介入はインターネットの安全性についての知識を高めるが危険なオンライン行動を減らさない

【レビュータイトル】

Interventions for children youth and parents to prevent and reduce cyber abuse



このレビューの目的は何か？

このキャンベルの系統的レビューは、インターネットの安全性に関する知識の向上と危険なオンライン行動の減少におけるサイバー乱用介入の有効性を検証するものである。このレビューでは、カナダで実施された1件の研究とアメリカで行われた2件の3つの研究から得られた知見がまとめられている。参加者はインターネットや携帯電話を使用する5～19歳で、5年から8年生の小中学生である。合計2,713名が研究に参加した。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビュー著者は、2009年7月までに発表された研究を探索した。このキャンベルシステムティックレビューは2009年8月に公開された。

この要約について

この要約は、キャンベル系統的レビュー 2009:2 'Interventions for children, youths, and parents to prevent and reduce cyber abuse' 著者 Faye Mishna, Charlene Cook, Michael Saini, Meng-Jia Wu, and Robert MacFadden (DOI 10.4073/csr.2009:2).を基にした。Tanya Kristiansenは要約をデザインして編集した。この要約の作成のための米国研究所からの支援に感謝の意を表明します。

Authors:Faye Mishna, Charlene Cook,
Robert MacFadden, Michael Saini,
Meng-Jia Wu

Published date:2009-06-05

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://campbellcollaboration.org/better-evidence/interventions-for-children-and-parents-to-prevent-reduce-cyber-abuse.html>

html

サイバー乱用の蔓延はますます問題になっている。サイバー乱用への介入は、オンラインでの危険な行動を減らすために、子ども、青少年、およびその親の知識と意識を高めることを目的とする。サイバー乱用防止への参加は、インターネットの安全性に関する知識を高めるが、危険なオンライン行動を減少させることはない。

このレビューは何を検討したのか？

インターネットには多くのメリットがあるが、加害や被害にあう可能性のある場所でもある。サイバーいじめ、サイバーストーカーリング、サイバー性的勧誘、サイバーポルノなどの諸活動を意味するサイバー乱用の広がりはますます問題になっている。

このレビューでは、インターネットの安全性に関する知識の向上と危険なオンライン行動の低減を行うサイバー乱用介入の効果を検証する。

何の調査が含まれているのか？

5歳から19歳の間の小児および青少年に予防介入プログラムを実施することについて報告された試験が含まれている。子どもや若者がインターネットや携帯電話にさらされていることが結果変数であった。

効果研究は、実験的または2群の擬似実験的研究デザインを採用したものに限った。カナダとアメリカで行われた3つの研究が含まれる。主な結果変数は、子どもと青少年のサイバー乱用、子どもや青少年の危険な行動、サイバー乱用に関する知識、サイバー乱用によって被害を受けた人々の心理状態への悪影響であった。

この調査の主たる結論はなにか？

サイバー乱用の介入と予防は、インターネットの安全性に関する知識の向上に関連する。知識の向上にもかかわらず、介入を受けた学生は、自分の名前を公開したり、オープンチャット

ームに参加したり、見知らぬ人にメールを送るなど、不適切なオンライン行動に関与する可能性は低下しなかった。

3つの調査は、以下のサイバー乱介入の評価であった。それらはI-SAFEサイバー安全プログラム、サイバー安全性欠如プログラム、および学校内のサイバーいじめ介入(HAHASO)である。I-SAFEのサイバーセーフティは、インターネットの安全知識に最も大きな効果があった。欠如プログラムとHAHASOの両方は、介入がインターネット関連の安全性の態度を大幅に変えず、サイバーいじめ経験の報告数を減らさなかったことを示唆している。

サイバー乱用の防止と介入に対する厳密な評価に利用できる研究の数が少ないことを考えると、これらの結論の根拠となるエビデンスは弱い。

このレビューの結果は何を意味するのか？

このレビューでは、インターネットの安全性の問題を改善するうえでサイバー乱用介入が肯定的な効果を有しているという一貫したエビデンスが示されているが、サイバー乱用の知識は必ずしも行動の変化につながるとは限らないことが示されている。

サイバー乱用の予防と介入がインターネットの安全知識を増やし、危険なオンライン行動を減らす効果についての現在のエビデンスの質の低さは、分析から強力な推論を引き出すことを妨げる。インターネットの安全性の創出と危険なオンライン行動との関連を探るためには、さらなる研究が必要である。

より多くの研究、特にこのような介入の影響が若年層および高齢者に及ぼす影響を調べる調査は、このレビューの調査を5年生から8年生までの小・中学生にのみ重点が置かれていることを前提にして実施すべきである。この調査の有効性は、より大きなサンプルサイズによっても恩恵を受けるであろう。

サイバー乱用の知識が常に行動の変化につながるわけではない

【刑事司法】

6. 問題志向型警察活動は、犯罪と秩序違反にわずかな影響しか及ぼさない

【レビュータイトル】

The effects of problem-oriented policing on crime and disorder



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、既存の研究に基づいた犯罪や秩序違反に対する問題志向型警察活動の影響を評価するものである。このレビューは、8つのアメリカの都市と6つのイギリスの居住地域からのなる10の調査の結果をまとめた。参加者は、アメリカとイギリス各国の保護観察者、仮釈放者、居住者である。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビュー著者は、2006年までに発表された研究を探索した。このキャンベル系統レビューは、2008年10月に公表された。

この要約について

この要約は、キャンベル系統的レビュー 2008:14 'The Effects of Problem-Oriented Policing on Crime and Disorder' 著者David Weisburd, Cody W. Telep, Joshua C. Hinkle and John E. Eck (DOI 10.4073/csr.2008:14)を基にした。Tanya Kristiansenは要約をデザインして編集した。財務Bianca Albers (Centre for Evidence and Implementation, Save the Children Australia)により準備が行われた。この要約の作成のための米国研究所からの支援に感謝の意を表明します。

Authors: David Weisburd, John E. Eck,
Joshua C. Hinkle, Cody Telep

Published date: 2008-03-10

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/effects-of-problem-oriented-policing-on-crime-and-disorder.html>

問題志向型警察活動は、最も広く実施されている警察戦略の1つである。問題志向型警察活動が犯罪や秩序違反の減少と関連しているというエビデンスがある。厳密な研究の欠如によって知見が妨げられているので、さらなる研究が必要である。

このレビューは何を検討したのか？

犯罪や秩序違反の問題に対処するには効果的な警察活動が必要である。問題志向型警察活動(POP)は、通報や犯罪事件とは対照的に「問題」に対処する警察活動に焦点を当てており、要因を注意深く分析することにより、警察が犯罪や秩序違反の問題に積極的に対応することを求める。このアプローチは、アメリカの警察活動に大きな影響を与え、現在ではアメリカや他の国々で広く実施されている。POPの古典的な実装は、問題解決の「SARA」モデルに従う(Scanning, Analysis, Response, Assessment)。

このレビューは、既存の評価文献に基づいて、犯罪および秩序違反に対する問題志向型警察活動の影響を評価する。

何の調査が含まれているか？

調査は、比較群を含む無作為化および擬似無作為化実験であるものであった。含まれた調査は、少なくとも1つの犯罪または秩序違反の結果について報告したものである。分析の単位は人や場所である。

この調査は、アメリカとイギリスの両方で行われた。2つが個々の犯罪者に焦点をあてたものであったのに対して、8つは場所に焦点をあてて行われた。

2つの個人ベースの介入の参加者は、ノックスビルとサンディエゴの保護観察者と仮釈放者であったが、残りの参加者はアメリカの6つの都市の住民とイギリスの6つの地域住民で、合計10の研究がレビューに含まれた。

このレビューの主たる結果は何か？

問題志向型警察活動は、犯罪や秩序違反の減少に統計的に有意な効果を及ぼすが、効果の大きさは小さく、対象の研究では多様性とレスポンスに欠ける。結果は、無作為化および擬似無作為化研究の両方において同様であった。

エビデンスベースが小さく、エビデンスの質において欠点がある。

このレビューの結果は何を意味するのか？

一般に、問題志向型警察活動は機能する。しかしながら、レビューに含まれた研究の多くには方法論的な欠点があった。厳密なエビデンスがないことを考えると、この結論は注意深く読まれるべきである。

犯罪全体としてではなく特定の犯罪(例えば秩序違反)に焦点を当てた研究の効果サイズは大きかった。したがって、さらなる研究では、より焦点を絞ったアプローチが取られるようにするべきである。

現在のエビデンスによれば、調査結果の組み合わせと研究間の一貫性から示されているように、問題解決型の警察活動が有望であることが示されている。しかし、特に全犯罪に焦点を当てた研究に関して、より質の高い研究を行う必要がある。

この要約の基礎となったレビューは2008年に完了し、新たな研究が追加的な考察を加えるかもしれない。1件の新しいレビューが進行中である。

問題志向型警察活動は、犯罪と秩序違反を軽減することができる

7. スケアード・ストレートプログラムは犯罪をより招く

【レビュータイトル】

'Scared straight' and other juvenile awareness programs for preventing juvenile delinquency



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、非行少年や犯罪を犯す可能性のある子どもへのスケアード・ストレートと同種のプログラムの効果を評価している。このレビューは米国で行われた9つの知見をまとめている。研究協力者には、14歳から20歳までの少年と若者を対象としている。9つ全ての実験研究で計946名の少年、若者が参加している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューは2011年12月までに刊行された研究を対象としている。また本レビューは2013年5月に公表されている。

この要約について

この要約は、Ada ChukwudozieとHoward White (Campbell Collaboration) によって執筆されたものである。またthe Campbell Systematic Review 2013:5 Scared Straight and Other Juvenile Awareness Programs for Preventing Juvenile Delinquency: A Systematic Review by Anthony Petrosino, Carolyn Turpin-Petrosino, Meghan E Hollis- Peel, Julia G. Lavenberg (DOI 10.4073/csr.2013:5) の要約である。Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) 2より、要約のレイアウトと編集が行われている。この要約の制作にあたりthe American Institutes for Researchが資金援助を快諾してくれた。

Authors: Anthony Petrosino, John Buehler,
Carolyn Turpin-Petrosino
Published date: 2013-05-02

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/juvenile-delinquency-ared-straight-etc-programmes.html>

スケアード・ストレート啓蒙プログラムは、非行少年や非行を犯す危険性が高い少年に、刑務所での暮らしや成人受刑者との交流を実際に体験させることによって、犯罪や犯罪的行動を抑止することを目的としている。その目的とは反対に、スケアード・ストレートプログラムは犯罪の抑止はできず、減らすのではなくそれ以上の犯罪行動を招く。

このレビューは何についてのものか？

スケアード・ストレート・プログラムは、非行少年や非行を犯す危険性が高い少年—いわゆる虞犯少年—の刑務所訪問を企画し、参加させるものである。

スケアード・ストレート及び類似のプログラムは、犯罪を犯すリスクのあるとされている子どもたちが将来に行うであろう犯罪行為を阻止する犯罪抑制戦略として掲げられている。このレビューは、非行少年やその予備軍の犯罪行動に対する、これらのプログラムの効果を評価するものである。

どのような研究が含まれているのか？

このレビューに含まれる研究は、14歳から20歳までの青少年を対象として非行少年やその予備軍が刑務所を組織的に訪問するようにすることを含むあらゆるプログラムの効果検証である。無作為または擬似無作為実験デザインを用いて、介入を行わない対照群と「訪問後」の犯罪行動について、少なくともひとつ以上の結果尺度もつ研究のみが考慮された。

全ての研究で、アメリカ合衆国の異なる8つの州で実施されており、そのうち2つの研究はミシガン州で行われている。

系統的レビューには計9つの研究が含まれている。それら9つの研究はアメリカ合衆国の異なる8つの州で実施されており、2つ以上の実験研究を実施した研究者グループは含まれていない。

このレビューの主要な結果は何か？

スケアード・ストレート介入は、何もしない場合よりも、害のある効果がある。9つの研究で、その後の非行に対するスケアード・ストレートや同種のプログラムの有効性のエビデンスは何も示されていない。

さらには再犯率を報告している7つの研究の分析結果は、非行少年とその予備軍双方の側で、介入が犯罪を行う確率を有意に上昇させることを示している。

このレビューの知見は何を意味するのか？

スケアード・ストレートや同種のプログラムは、有害な効果があり、介入しない場合と比較しても、非行を増加させる可能性が高い。

3つの研究では方法論の問題が報告されており、そのうち2つには統計的分析についての示唆があるが、これは全体的な知見に有意な影響は与えるものではなかった。したがってスケアード・ストレート介入や同種のプログラムは、犯罪抑止策として推奨され得ない。しかし、万が一政府機関がそのようなプログラムを許可し続けるのであるならば、最低限、彼らが利益よりも害をもたらすことがないように、厳格な評価が推奨される。

スケアード・ストレート介入は、何もしないよりも、危害を引き起こす

【刑事司法】

8. 学校からの排除は、介入によって減らすことができるが、その効果は一時的である

【レビュータイトル】

School-based interventions for reducing disciplinary school exclusion



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、学校からの排除を減少させるための介入の効果を検証している。学校からの排除は、生徒の不品行に対する学校責任者による懲戒処分であり、いくつかの国では停学と呼ばれている。学校からの排除とは、日常的な授業から生徒を除外し、その期間中、当該生徒が教室にいないこと認められないこと（学校内排除）、または学校内にいることを認められないこと（学校外排除）を意味する。

極端な場合には、生徒は同じ学校に戻ることを許されないこともある（除籍）。このレビューは、9の異なるタイプの介入をカバーする37のレポートの知見を要約している。ほとんどの研究は、アメリカ合衆国のものであり、残りは英国のものである。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビューの著者は、2015年12月までに公開された研究を検索した。このキャンベル系統的レビューは2018年1月に公表された。

この要約について

この要約は、the Campbell Systematic Review 2018:01 School-based Interventions for Reducing Disciplinary School Exclusion: A Systematic Review by S Valdebenito, M Eisner, D P Farrington, M Tfofi, and A Sutherland (DOI10.4073/csr.2018:01)に基づき、Howard White (Campbell Collaboration) によって立案された。Tanya Kristiansenは、要約のデザインと編集を行った。このプロジェクトは、the Nuffield Foundationからの資金援助を受けているが、表明される意見は著者のものであり、必ずしも当該基金のものではない。この要約の制作にあたりthe American Institutes for Researchが資金援助を快諾してくれた。

Authors: Sara Valdebenito, Manuel Eisner, David P. Farrington, Maria M. Tfofi, Alex Sutherland

Published date: 2018-01-09

Coordinating group(s): Crime and Justice, Education

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/reducingschool-exclusion-school-based-interventions.html>

学校からの排除を減らすための介入は、学校による制裁の副作用を緩和することを意図してなされる。とりわけ学力の強化、カウンセリング、メンタリング/モニタリングおよび教師のスキル・トレーニングといったアプローチは、排除を減らす一時的な効果を有している。もっとも効果的な介入のタイプを特定し、また類似の効果が異なる国でも認められるのかどうかを明らかにするためには、さらなる評価が必要とされる。

このレビューは何を検討したのか？

学校からの排除は、発達上の望ましくない影響に結びつく。これによって、学業成績の不振、反社会的行動および雇用の見通し悪化といった可能性は増大する。こうした学校による制裁は、男子、民族的マイノリティ、経済的不利なバックグラウンドを持つ者、そして特別な教育上のニーズを持つ者に対して不釣り合いに影響を与えている。

このレビューでは、学校からの排除を受ける者を減らすために行われているプログラムの有効性が検証されている。

どのような研究がレビューに含まれているのか？

ここに含まれる研究は、学校からの排除率を減少させるためになされる学校基盤型の介入と学校支援型の介入を評価している。介入は普通学級における4歳から18歳までの学齢の子どもを対象とし、国籍または社会的なバックグラウンドを問わず実施された。無作為化比較試験によるもののみが含まれている。

エビデンス・ベースは37の研究をカバーしている。そのうち33研究がアメリカ合衆国、3研究が英国のものであり、1つは出所不明であった。

このレビューの主たる発見はどのようなものか？

学校を基盤とした介入は、介入後6か月間（平均）で、小さいが有意な排除率の減少をもたらすけれども、その効果は持続しない。介入は、除籍や学校内での排除といった一定のタイプの減少に対して、より効果的であることが見受けられた。

学力の強化、カウンセリング、メンタリング/モニタリングおよび教師に対するスキル・トレーニングの4つの介入は、排除に対して有意かつ望ましい効果を有している。しかしながら、各ケースにおける研究の数が少ないので、こうした結果は注意深く扱われる必要がある。

反社会的行動に対する介入は、何ら効果も有していない。

効果量のばらつきは、参加者の特性、介入の理論的基盤もしくは介入の質によっては説明されない。独立した評価チームは、介入の設計および提供もしくはそのいずれかに関与していた研究チームに比べて、より低い効果量を報告している。

このレビューの知見は何を意味するのか？

学校を基盤とした介入は、その直後ないし数か月間（平均6か月）は排除の減少に有効である。学力の強化、カウンセリング、メンタリング/モニタリングおよび教師へのスキル・トレーニングの4つの介入は、排除の減少に対して有望かつ有意な結果を示していた。しかしながら、介入の各サブタイプに関する研究が少ないため、以上の結果は注意深く扱われるべきであることをわれわれは提案する。

ほとんどの研究は、アメリカ合衆国からのものである。排除がよく行われている他の国による検証が必要とされる。さらなる調査では、十分な大きさのサンプル・サイズを確保しながら、クラスター無作為化試験を実施する可能性が追求されるべきである。

学力の強化、カウンセリング、メンタリング/モニタリングおよび教師のためのスキル・トレーニングといった一定の介入は、学校からの排除に対して有意な効果を有しているようである

【刑事司法】

9. 性犯罪者への処遇は再犯を減少させるが、効果的な介入を特定するには、さらなる検討が必要である

【レビュータイトル】

Sexual offender treatment for reducing recidivism among convicted sex offenders



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、再犯を減少させるための性犯罪者処遇の有効性と、処遇の成功に影響する要因を検証している。レビューは、27の有効性評価から得られたエビデンスを要約している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

現在の分析のための研究プールは、2005年公表のレビューに由来する2039もの資料という広範な探索に基づいており、2010年までに公開された研究をカバーするためにアップデートされている。より最近の研究は、付録において評価されているが、ほとんどがわれわれのレビューと類似した結果を示している。このキャンベル系統的レビューは、2017年7月に公表されたものである。

この要約について

Martin Schmucker and Friedrich Lösel prepared は、彼らの Campbell Systematic Review 2017:8 'Sexual offender treatment for reducing recidivism among convicted sex offenders: A systematic review and meta-analysis' (DOI 10.4073/csr.2017:8) に基づいてこの要約を立案した。Tanya Kristiansen は、要約の再デザインと編集を行なった。この要約の制作にあたり the American Institutes for Research が資金援助を快諾してくれた。

Authors: Martin Schmucker, Friedrich Loesel

Published date: 2017-07-31

Coordinating group(s):

Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/sexual-offender-treatment.html>

処遇は、性犯罪者の再犯（累犯）率を減少させることができる。しかし、性犯罪者処遇の一般的な有効性を結論づけるには、個別の研究結果に異なる点が多すぎる。

このレビューは何についてのものか？

再犯を減少させるための性犯罪者処遇プログラムは、当該犯罪者集団に対する統制の一環として、多くの国で実施されている。しかしながら、その有効性に関しては、なお論争のあるところである。

このレビューは、処遇を受けた性犯罪者グループと等質なコントロール・グループとの比較を行った7の実験的・21の準実験的研究の結果を統合したものである。これらの研究では、処遇を受けた性犯罪者が、再度の性犯罪および他の犯罪行為において、コントロール・グループと異なるのかどうかを検証された。

このレビューの主たる発見はどのようなものか？
どのような研究が含まれるのか？

ここに含まれる研究は、処遇を受けた性犯罪者と、個別の処遇を受けていない性犯罪者の公式再犯率を比較したものである。準実験的研究は、適切なマッチングの手続きが用いられている場合、すなわち付随的な割り付けがバイアスを持ち込むことがないとき、またはそれらが潜在的なバイアスに対して統計的にコントロールされているときにのみ含まれる。処遇は、再犯率の低下を明確なねらいとしていなければならない。

レビューは、27の研究を要約しており、ここには条件を満たした29の処遇ありグループとコントロール・グループとの比較、さらに処遇あり4,939名と処遇なし5,448名の性犯罪者データが含まれている。この研究は、複数の国からのものであるが、その半分以上は、北アメリカで行われたものである。基準を満たす比較研究はすべて、社会心理的処遇（主に認知行動療法）を評価している。薬理的処遇とホルモン処遇については、レビューに含まれるための基準を満たす研究はなかった。

処遇は性犯罪者の再犯を減らすのか？

概して、処遇ありグループには、再犯率に有意な減少がみられた。性犯罪の再犯に対するオッズは、コントロール・グループと比較して処遇ありの方が1.41低かった。これは性犯罪の再犯率が、処遇なしの者では13.7パーセントであるのに対し、処遇ありの者では10.1パーセントであることに相当する。一般的な再犯の平均レートはもっと高いが、処遇によっておおよそ4分の1の減少が同じようにみられた。

個々の研究結果は、かなりの程度異なっており、それは個々の研究の特徴がアウトカムに強い影響を与えていたことを意味する。方法論的な質は、効果量に対して有意な影響を与えなかった。認知行動療法のみならず、研究サンプルが小さいこと、対象の犯罪者のリスクが中程度から高度であること、処遇がより個別化されていること、記述的な妥当性が優れていることが、より大きな効果を示していた。様々な背景状況の間には、有意な差異はみられなかった。コミュニティおよび司法病院内で行われた処遇には有意な効果が認められたが、刑務所内での性犯罪者処遇の有効性に関しては、結論を出すための十分なエビデンスは、今のところみとめられていない。

このレビューの知見は何を意味するのか？

概して、発見された事実は有望ではあるが、性犯罪者処遇の有効性について、全体として肯定的な結論を出すには、個々の研究結果の間にあまりにも異なる点が多い。処遇の基盤に認知行動療法を用いることは、相対的に良い可能性を秘めているが、被処遇者のリスクや個別化された処遇の採用といった他の特徴が、処遇の成功に有意な影響を与えている。より記録がなされた無作為化試験と高品質な準実験が、とりわけ北アメリカ以外においてなされる必要がある。加えて、より細分化した手続きとアウトカムの評価が必要である。無作為対象化試験のみを含むものとした。

エビデンス・ベースは37の研究をカバーしている。33の研究はアメリカ合衆国から、3の研究は英国からのものであり、1の研究は出所不明であった。

性犯罪者に対する認知行動療法は、再犯を減少させる見込みがある

【刑事司法】

10. 青少年の夜間外出禁止は犯罪や犯罪被害の減少に効果がない

【レビュータイトル】

Juvenile curfew effects on criminal behavior and victimization



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、青少年の夜間外出禁止による犯罪と犯罪被害への効果を評価している。レビューは12件の研究から得られた研究結果を要約している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューの調査は2014年3月に更新されたもので、本レビューは2016年3月に発行された。



この要約について

本要約はHoward・ホワイトHoward White (キャンベル共同計画 Campbell Collaboration) によって作成されたもので、Campbell Systematic Review 2016:03 'Juvenile Curfew Effects on Criminal Behavior and Victimization: A Systematic Review' by David B. Wilson, Charlotte Gill, Ajima Olaghère, and Dave McClure (DOI: 10.4073/csr.2016.3) に基づいている。

Authors: David Wilson, Charlotte Gill,
Ajima Olaghère, Dave McClure
Published date: 2016-03-23

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/juvenile-curfew-effects-on-behaviour.html>

青少年の夜間外出禁止は犯罪や犯罪被害を減少させない、ということがエビデンスによって示唆されている。

本レビューは何に関するものか？

夜間外出禁止は、ある年齢（通常は17、8歳）未満の若者に対して夜間の公共の場へ立ち入りを制限することである。たとえば、メリーランド州プリンスジョージ郡の夜間外出禁止条例は、17歳未満の青少年が平日の午後10時～午前5時、土日の午前0時～5時の間に公共の場に立ち入ることを制限している。その制裁措置は、罰金（違反のたびに増える）から社会奉仕、運転免許の制限にまで及ぶ。米国のおよそ4分の3の都市に夜間外出禁止令があり、アイスランドでも導入されている。

青少年の夜間外出禁止は常識的な要請である。若者たちを深夜から早朝の間、家にとどめておけば、彼らが罪を犯したり、犯罪被害に遭ったりすることを防げるだろう。さらに、罰金やその他の制裁措置を受ける可能性がある、若者たちが夜間外出禁止の時間帯に公共の場にいることを思いとどまらせるだろう。

本レビューでは、青少年の夜間外出禁止による若者の犯罪行為や犯罪被害の減少に対する効果に関するエビデンスをまとめている。

本レビューの主な研究成果は何か？

どのような研究が含まれているか？

本レビューに含まれる研究は、青少年が一日のある時間帯に家の外にいることを制限する、あるいは罰することを目的とした公式の州や地方の政策による効果を検証している。こうした政策は、特定の年齢層のすべての若者たちに向けた一般的な予防措置であって、特定の若者に課せられた制裁措置ではなかったものに限定した。

本レビューには、若者の犯罪行為や犯罪被害に対する夜間外出禁止の効果に関する12件の質的評価が含まれている。

夜間外出禁止は犯罪や犯罪被害を減少させるか？

青少年の夜間外出禁止は犯罪や犯罪被害の減少に対して効果がないということがエビデンスによって示唆されている。夜間外出禁止の時間帯における青少年の犯罪に対する平均的な効果は、ややプラス、つまり犯罪がわずかに増加しており、全時間帯の犯罪に対してはその効果がゼロに近かったのである。同様に、青少年の犯罪被害に対しても、夜間外出禁止の条例を課すことによる効果はないように思われた。

しかし、本レビューにおけるすべての研究が、確固たる結論を導き出すことを困難にするようないくつかの制限を抱えている。とはいえ、都合の良い信頼できるエビデンスが不足しているということは、よく見積もってもあらゆる効果が小さい傾向にあり、夜間外出禁止は青少年の犯罪および秩序違反に対して意味のある解決策にはならない可能性があるということを示唆している。

その他の研究では、青少年の犯罪が登校前や下校後の時間に集中していることから夜間外出禁止には効果がない可能性があることや、資源が不足している警察は夜間外出禁止を強化するよりも緊急要請のほうに注力していることが示唆されている。

本レビューの研究成果が意味することは何か？

一般的に信じられていることに反して、青少年の夜間外出禁止は予測されたような利益を生み出すようなものではないことがエビデンスによって示唆されている。本研究で用いられた研究デザインでは、明確な結論を導き出すことが困難であったことから、より多くの研究によってこれらの結果が再現される必要がある。しかし、従来の研究によって生じるバイアスの多くによって、私達が「夜間外出禁止は効果的である」と結論づける傾向は弱まるよりむしろ強められているだろう。たとえば、こうした研究の多くが全米中で犯罪が減少していた期間に行なわれていた。そのため、私たちの研究結果は、夜間外出禁止は犯罪には効果をもたない、あるいはその効果が小さすぎるために参照可能な調査では明らかにならなかったということを示唆しているのである。

青少年の夜間外出禁止は犯罪や犯罪被害の減少に効果がないということがエビデンスによって示唆されている

【刑事司法】

11. 低所得国や中所得国においてギャングと若者の関係を絶つ予防的介入に関する 厳密な研究は存在しない

【レビュータイトル】 Preventive interventions to reduce youth gang violence in low- and middle-income countries



この要約について

この要約は、Ada ChukwudozieとHoward White (Campbell Collaboration) によって執筆されたものであり、Campbell Systematic Review 2015:18 'Preventive Interventions to Reduce Youth Involvement in Gangs and Gang Crime in Low- and Middle-Income Countries : A Systematic Review' に基づいている。系統的レビューは、Angela Higginson, Kathryn Benier, Yulia Shenderovich, Laura Bedford, Lorraine Mazerolle and Joseph Murray (DOI 10.4073/csr.2015.18) によるものである。要約の再検討、校正、作成は、Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) が行った。要約の作成にあたっては、the American Institutes for Research からの資金援助が、感謝して受け取られた。

このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、低所得国と中所得国において、ギャングやギャングによる犯罪に若者が巻き込まれることを防ぐ予防的介入が、なぜ成功するのか、なぜ失敗するのか、について検討している。

本系統的レビューでは、ラテンアメリカとカリブ諸国で実施された4つの調査結果を要約している。これらの調査には、フィールド観察に加え、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドルの63人のギャング、ジャマイカの3つのコミュニティの940人の被告人、ニカラグアの24人とパルーの25人の協力者から得られたインタビューが含まれる。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビューの著者は、2013年9月までに公表された研究を調査対象としている。本キャンベル系統的レビューは、2015年11月に公開されている。

Authors: Angela Higginson, Kathryn Ham Benier, Yulia Shenderovich, Laura Bedford, Lorraine Mazerolle, Joseph Murray
Published date: 2015-11-02

Coordinating group(s):
Crime and Justice,
International Development

Website: <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/youth-gang-prevention-low-middle-income-countries.html>

低所得国および中所得国にとって、若者のギャング犯罪は、被害額が数十億ドルに達し、命が失われ、社会的混乱を招いている深刻な問題である。予防的介入は、犯罪を未然に防ぐことを目的としているが、低所得国および中所得国においてその効果を示す証拠はない。

このレビューは何についてのものか？

低所得国と中所得国において、若者のギャングは、総じて凶悪な犯罪や暴力と関係している。多くの場合、ギャング団は、若者を極度の不利益と社会からの孤立を克服させようとして繋がりをもっている。

予防的介入は、若者がギャング団に加わることを防止すること、刑事司法制度の外でギャングメンバーを更生させて常習的犯罪を減らすことで犯罪を未然に防ぐことを目的としている。本レビューでは、低所得国と中所得国での、有効な対策の背後にある諸要因を同定することに加え、上記の目的達成における予防的介入の効果について明らかにする。

どのような研究が含まれているのか？

低所得国および中所得国で、10歳から29歳が関係する若者のギャング団に関する研究が含まれている。有効な研究として、実験の有無にかかわらず妥当な計画による研究に限定した。

有効性を評価する基準を満たした研究はなかった。

本レビューの中で、介入が成功、あるいは失敗した理由について、41つの研究が検討している。4つのうち2つの研究では、質的研究計画のみを採用しており、残りの2つの研究では、混合研究計画を採用している。4つの研究すべては、ラテンアメリカとカリブ海地域で行われている。

このレビューの主要な結果は何か？

予防的介入の効果について、何らかの結論を導くことは難しい。

次の4つの要因が介入の計画と遂行に重要であると思われる。

- 1 若者に芸術やスポーツのおもしろさを訴える、体系的なプログラム構成要素をもつこと
- 2 このプログラムの計画と実行に、若者とギャングのリーダーが積極的に関わること
- 3 不安定で、短期間の介入の後では持続できないギャングの結びつき以外で、持続可能な社会的結びつきを強めること
- 4 現在進行中の暴力やギャングとの関係は、介入が成功することを阻むので、対処する必要がある。

このレビューの研究上の示唆は何か？

ギャング防止のための介入は、上記4つの要素があるときにうまく実現するだろう。

低所得国および中所得国におけるギャング防止の介入に関して厳密な評価がないので、若者がギャングに関わらないことに、どの介入が最も有効であるかの結論を導くことはできない。最も有効な介入方法を決定するためには、さらに多くの、ギャング防止プログラムの有効性についての、量的および質的研究が必要である。

12. 企業犯罪：法律と規制は企業に対してわずかな効果しかない

【レビュータイトル】

Corporate crime deterrence



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは、企業犯罪を抑止する介入の効果について検討する。本レビューは違反のリスクを低減させるための正式な法的、行政的戦略について分析している。著者らは106件の研究を要約しており、介入はそれぞれにサブカテゴリーをもつ6つの介入カテゴリーにグループ分けされている。介入グループには(1)法律、(2)懲罰的制裁(例えば、逮捕、罰金あるいは訴追の可能性)、(3)規制機関による非懲罰的行動(例えば、業務停止命令)、(4)規制政策(例えば、企業監査)、(5)その他の制裁、(6)複合的措置がある。

このレビューはどれくらい最新のものか？

調査は2012年に完了した。このキャンベル系統的レビューは2014年5月1日に発行された。

この要約について

本要約はサイモン・グーディ Simon Goudie (キャンベル共同計画 Campbell Collaboration) が執筆した。このPLSはCampbell Systematic Review 2014:4 'Corporate Crime Deterrence: A Systematic Review' by Sally S. Simpson, Melissa Rorie, Mariel Alper, Natalie Schell-Busey; With William S. Laufer and N. Craig Smith (10.4073/csr.2014.4) に基づいている。本要約はアン・メルビー (R-BUP) がデザインし、タニヤ・クリスチャンセン Tanya Kristiansen (キャンベル共同計画 Campbell Collaboration) によって編集、作成された。

Authors: Sally Simpson, Melissa Rorie,
Mariel Elise Alper, Natalie Schell-Busey,
William Laufer, N. Craig Smith

Published date: 2014-05-01

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website:

[https://www.campbellcollaboration.org/
better-evidence/corporate-crime-deterrence-
systematic-review.html](https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/corporate-crime-deterrence-systematic-review.html)

法律は、会社や、法律で規制されている地理的単位での違反にもたらず抑止効果が小さいが、個人に対してはそうではない。規制政策は、企業ではなく個人の違反を抑止する。同時に1つ以上の介入を用いると、個人と企業の両方に小規模で一貫した抑止効果があるということが明らかになった。

本レビューは何に関するものか？

企業犯罪には被雇用者個人が行なう犯罪と機関が行なう犯罪が含まれる。犯罪の中には軽微な違反行為もある。中には国境を越えた複数の組織が関与しているようなり深刻かつ複雑な違反行為もある。

質の高い研究は不足している。企業犯罪に関する限定的なデータは分散しており、報告は一貫していないことが多く、企業犯罪に関する研究の質と方法はばらつきが大きい。

犯罪学はこれまで企業犯罪よりもむしろ路上犯罪に焦点を当ててきた。こうした研究が不足していることで、企業犯罪を防止、コントロールする法的規制機関がエビデンスに基づいた政策を立案することが難しくなっている。

本レビューでは、法的規制機関、立法府、取締機関が組織的なレベルと個人的なレベルの両方の違反のリスクを低減するための正式な法的、行政的戦略の効果について検討している。

本レビューにはどのような研究が含まれているか？

この系統的レビューは、企業犯罪の防止とコントロールに関する106件の研究から得られたデータを要約している。これらの研究には、幅広いデータ元（例えば公的機関、企業の報告書、調査への回答）から得られたデータを用いた広範囲の実験的方法論や実験によらない方法論が含まれている。

(1)法律、(2)懲罰的制裁（例えば、逮捕、罰金あるいは訴追の可能性）、(3)規制機関による非懲罰的行動（例えば、業務停止命令）、(4)規制政策（例えば、企業監査）、(5)複合的措置、

という6つのタイプの措置が特定された。

介入は違反の抑止に対してどれくらい効果的か？

法的介入は、企業の違反や地理的レベルにもたらず抑止効果が小さい。個人の犯罪抑止に対する法的介入の効果について明らかにするにはデータが十分ではない。

規制による介入は、個人の犯罪に対してわずかではあるものの、一貫した抑止効果がある。企業のレベルでの抑止効果は混在していた。

同時に1つ以上の介入を用いると、個人と企業の両方に小規模で一貫した抑止効果がある。

違反に対するその他の介入の効果に関するエビデンスは混在していた。したがってこれらの効果についての結論を出すことはできない。

全体的にエビデンスの質は低く、いくつか相反する結果が出ている。比較的古い研究では有意な効果が発見される傾向があったが、これには研究デザインの弱さが反映されている可能性がある。

本レビューによる研究と政策への示唆は何か？

企業犯罪による潜在的に深刻な影響を考えると、政策立案者や決定者は企業犯罪を減らす方法を特定する必要がある。しかし、本レビューの基本的な結果は決定的なものではない。不法行為を抑止しコントロールする介入に関する質の高い実験的研究には差し迫ったニーズがある。こうした研究は本レビューで報告されたような明確な見識から情報を得られるだろう。

法的介入は企業による違反にもたらず抑止効果が小さい

13. 対面式の修復的司法カンファレンスは、再犯の減少と被害者の満足の促進という点で、費用対効果が高い

【レビュータイトル】 Restorative justice conferencing (RJC) using face-to-face meetings of offenders and victims: effects on offender recidivism and victim satisfaction



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、対面式の修復的司法カンファレンスの再犯と被害者の満足感への効果を検証している。本系統的レビューには、10の研究が含まれる。

このレビューはどれくらい最新のものか？

調査は2012年に実施されたものである。このキャンベル系統的レビューは、2013年11月1日に公表されている。

この要約について

この要約は、Simon Goudie (Campbell Collaboration) によって執筆されたものである。このPLSは、Campbell Systematic Review 2013:12 Restorative Justice Conferencing (RJC) Using Face-to-Face Meetings of Offenders and Victims: Effects on Offender Recidivism and Victim Satisfactionに基づいている。系統的レビューは、Heather Strang, Lawrence W. Sherman, Evan Mayo-Wilson, Daniel Woods, and Barak Ariel (10.4073/csr.2013.12) によるものである。TanyaKristiansen (Campbell Collaboration) は、要約のレイアウトと編集を行った。この要約の制作にあたりthe American Institutes for Researchが資金援助を快諾してくれた。

Authors: Heather Strang, Lawrence W. Sherman, Evan Mayo-Wilson, Daniel Woods, Barak Ariel
Published date: 2013-11-04

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website:<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/restorative-justice-conferencing-recidivism-victim-satisfaction.html>

犯罪の加害者と被害者が対面して行う修復的司法カンファレンス(RJCs)は、再犯への効果は控えめではあるが、高い費用対効果を有している。事件解決後の被害者の満足は、RJCsに参加した人々の方が、通常の刑事司法手続き、つまり裁判による処理のみの人々よりも一貫して高い。

このレビューは何についてのものか？

修復的司法アプローチは、犯罪の加害者に危害を加えるのではなく、犯罪によってもたらされた損害を修復しようとするものである。このレビューは、加害者が被害者と顔を合わせ、犯罪行為とその結果について話し合う対面式のRJCsを対象としている。

対面式のRJCsでは、当事者は自分がどのように犯罪にかかわっているのかについて述べ、被害者はもたらされた損害について説明する。そして犯罪の加害者も含む全員で、どのようにすれば損害が修復されるのかが話し合われる。

このレビューは、対面式の修復的司法カンファレンスが行われた場合とスタンダードな刑事司法手続きのみが行われた場合とを比較し、(a)事件処理後2年間の再犯に対する効果と(b)被害者の満足感を測定している。

どのような研究が含まれているのか？

このレビューに含まれる研究は、すべて次のような特徴を有している。すなわち、研究は、(1)無作為化法によって、スタンダードな刑事司法手続きのみが行われた場合と、対面式のRJCsが行われた場合の効果を比較し、(2)最低1名の被害者と1名の加害者が含まれる対面式RJCsに関して報告しており、(3)事件処理後2年間の有罪判決または再逮捕の頻度に関するデータが、双方の処理の効果が算出できるような形で提供され、(4)1994年以降に英語で公開されたものである。

この条件を満たした研究は、英国(7件)、オーストラリア(2件)、そしてアメリカ合衆国(1件)で認められた。いくつかの実験では、対面式のRJCにランダムに事件を割り振ることが行われている。そこでは、起訴からの公判前ダイバージョンとして行われたものもあれば、有罪判

決後の量刑に先立って行われたものや、加害者が施設に収容された後あるいは保護観察におかれた状態で行われたものもある。条件を満たした研究には、暴力犯罪と財産犯罪が含まれ、また成人と少年双方が含まれている。

対面式のRJCは、どのくらい効果的なのか？

10件の研究の平均効果を示すところによれば、対面式のRJCsを実施した犯罪の加害者は、スタンダードな刑事司法手続きへと無作為に割り当てられた対照群の人々に比べて、有意に犯罪をしなくなる。このRJCsの効果は、財産犯よりも暴力犯罪において高くなる。

被害者についても、RJCsに事件が割り振られた人々と、スタンダードな刑事裁判へと割り振られた人々とを比較したところ、対面式のRJCsに参加した被害者は、事件処理に対するより高い満足度を示し、加害者からの謝罪をより受け入れ、かつよりそのような謝罪を真摯なものといっそう評価する傾向にある。

このレビューが政策立案者や決定者に対して与える示唆は何か？

スタンダードな刑事司法手続き、つまり多くの場合は裁判によるものと比べて、対面式のRJCsは、加害者がプログラムに自ら参加し、被害者もRJCsに進んで同意しているとき、その加害者による将来的な犯罪の頻度を低減させる。

対面式RJCsの将来的な犯罪の頻度に対する効果をもっと大きくするのは、こうしたプログラムが従来型の司法手続きとあわせて行われた場合である。対面式のRJCsを用いることで、高い費用対効果が期待される。なぜなら、英国での7つの実験データから、犯罪へと投入される給付額は、RJCsと比べて8倍のコストがかかっていることが示されているからである。

このレビューの研究上の示唆は何か？

被害者と加害者の間で対面式RJCsの採用と確保を行うには、スキルが要求されることもあり、どのようにして理解を促進するのかについてよりいっそう関心が向けられる必要がある。

対面式のRJCsに参加した被害者は、心的外傷後ストレス症候群による苦痛が軽減される

【刑事司法】

14. 警察の正当性を高めるための介入は、警察に対する市民の満足感と信頼を高め、再犯を減少させる

【レビュータイトル】

Legitimacy in policing



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、手続的公正ダイアログを用いた警察による公的介入の直接的・間接的な便益を検証している。このレビューでは、オーストラリア、アメリカ合衆国およびイングランドで行われた30の研究結果を要約している。参加者は、個人（一般市民、被害者、犯罪者等）、集団（例えば、地域コミュニティ）ならびに第三者（例えば、宗教指導者）である。

このレビューはどれくらい最新のものか？

このレビューの著者は、2009年4月までに公開された研究を検索した。このキャンベル系統的レビューは、2013年1月に公表された。

この要約について

この要約は、the Campbell Systematic Review 2013:1 Legitimacy in Policing: A Systematic Review by Lorraine Mazerolle, Sarah Bennett, Jacqueline Davis, Elise Sargeant and Matthew Manning (DOI 10.4073/csr.2013:1) に基づき、Ada Chukwudozie and Howard White (Campbell Collaboration) によって立案された。Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) は、サマリーの再デザインと編集を行った。このサマリーの制作にあたり the American Institutes for Research が資金援助を快諾してくれた。

Authors:Lorraine Mazerolle Sarah
BennettJacqueline Davis Elise
SargeantMatthew Manning
Published date: 2013-01-02

Coordinating group(s):
Crime and Justice

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/legitimacy-in-policing-a-systematic-review.html>

効果的な警察活動には、市民の自発的な協力が必要とされる。市民は、警察を正当なものとするとき、よりいっそう協力的になる。このレビューは、警察の正当性を高めるための介入の直接的および間接的な便益を検証している。こうした介入は、警察に対する市民の満足感と信頼を高め、再犯を減少させる。

このレビューは何を検証しているのか？

警察は、効果的に犯罪を統制し、治安を維持するためには、一般市民からの自発的な協力を必要としている。研究によれば、市民は、警察を正当なものであるとみなすとき、より警察に従い、協力するようになるとともに、法を遵守するようになる。

手続的公正は、一般市民の目から見た警察の正当性を高めるために、彼らによって用いられる一般的な方策である。手続的公正は、4つの不可欠な構成要素からなっている。それは1) 当局による決定（または発表）に至る以前の持続きへの市民参加、(2) 意思決定を行う当局に対する中立性の認識、(3) やり取りの中での市民に対する尊厳と敬意の表明、(4) 当局による信頼できる目的の伝達、である。

このレビューは、手続的公正ダイアログを用いた警察の公的介入の直接的および間接的な便益を検証したものである。

どのような研究が含まれているのか？

このレビューには、対照条件デザインまたは疑似実験的分割時系列デザインのいずれかを用いた警察主導の正当性介入に関する研究が含まれた。こうした研究は、犯罪率のような、警察主導の介入の開始前後における等間隔で集計的なアウトカムを測定するほかなかった。

レビューに含まれる研究は、以下の直接的または間接的なアウトカムのうち1つ以上を報告していた。すなわち、正当性の認識、手続的公正さ、警察への協力意欲、法令遵守、満足感、社会的なつながり、警察への信頼、再犯の減少、犯罪の減少ならびに社会不安の低減である。

41の独立した評価から成る30の研究がこのレビューに含まれている。研究が焦点を当てているのは、警察が個人、集団および第三者またはそのいずれかとのようなやり取りを行っているのかである。研究は、オーストラリア、アメリカ合衆国およびイングランドにおいて実施された。

このレビューの主たる発見はどのようなものか？

とりわけ正当性の向上にねらいを定めた警察主導の介入は、警察に対する市民の満足感と信頼に有意な効果を有している。同様にこのような介入は、市民の法令遵守・協力、手続的正義（公正さ、中立性等）ならびに正当性（警察・法への服従義務）の有意な向上に関連している。さらに介入は、再犯に対して弱い効果を有していた。

このレビューの知見は何を意味するのか？

警察主導の正当性をもった介入は、市民の警察に対する正当性の認識にポジティブな影響を与えるという一貫したエビデンスがこのレビューによって示されている。

この知見によって、警察による第一線でのやりとりの内容が、警察に対する市民の満足、信頼、遵守および協力の促進にとって重要であり、また手続的正義の認識を向上させることにも重要であることが示されている。これは実務面では、警察は、手続的に公正な対話を各種の警察介入の一部として採用することを通じて、警察に対する市民の態度にポジティブな変化をもたらしうることを意味している。

国際的な文献の中には、特定の介入を切り離し、例えば安心保証のための警察活動のような種々の様式の方策を検証する無作為化実験も、多くはないがその数を増やしている。こうした研究デザインを採用することで、警察活動の正当性に関する将来の研究は、この研究の有効性に有益なものとなるかもしれない。

警察主導の正当な介入は、警察の正当性に関する市民意識にポジティブな影響を与える

【刑事司法】

15. 焦点を絞った抑止戦略「プリング・レバー」は、犯罪を減らすのに効果的である

【レビュータイトル】

The Effects of “Pulling Levers” Focused Deterrence Strategies on Crime



このレビューの目的は何か？

このキャンベルの系統的レビューは、犯罪を減らす際に「プリング・レバー (Pulling Levers)」と呼ばれる焦点を絞った抑止戦略の有効性を評価する。このレビューでは、10件の調査の結果がまとめられており、そのすべてが米国内のプログラムのエビデンスを報告している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビュー著者は、2010年9月までに発表された研究を検索した。このキャンベル系統的レビューは、2012年4月に出版された。

※このレビューは、2019年9月に更新されている。レビュー“Focused deterrence strategies effects on crime”に付されている抄録の翻訳は、後日HPに掲載する予定である。

この要約について

この要約はキャンベル系統的レビューの ‘The Effects of “Pulling Levers” Focused Deterrence Strategies on Crime 著者 Anthony A. Braga and David L. Weisburd (DOI 10.4073/csr.2012.6) を基にした。Tanya Kristiansenは要約を設計、編集した。この要約の作成のための American Institutes for Research (AIR) からの財政的支援に感謝の意を表します。

Authors: Anthony A. Braga, David L. Weisburd, Brandon Turchan
Published date: 2019-09-09

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/focused-deterrence-strategies-effects-on-crime.html>

焦点を絞った抑止戦略は、様々な措置（「プリング・レバー（Puling Levers）」）を適用するだけでなく、対象となる犯罪者に社会サービスやコミュニティリソースを集中させ、犯罪者に注意を喚起することで特定の犯罪問題を解決する。これらの戦略は犯罪の削減に成功している。

このレビューは何を調査したのか？

「プリング・レバー」という抑止力に焦点を当てた戦略は、ギャング、薬物市場、特定の暴力を防ぐための警察活動の枠組みである。このアプローチは、殺人など特定の犯罪問題を選択することからなり、法執行機関、社会奉仕、および地域に根ざした実務家からなる省庁間作業部会を招集し、主要な犯罪者、グループ、行動パターンを特定するための調査を実施する。そして、暴力行為が継続しないように、制裁のさまざまなメニュー（「プリング・レバー」）を使用し、犯行者および犯行者グループへの対応の枠組みを決定し、法執行機関の予防活動に合致するために、対象となる犯罪者や団体に社会サービスと地域社会のリソースを集中させ、犯罪者と直接対話して、なぜこの特別な処分を受けているのかを理解させる。

このような警察活動の枠組みはアメリカの多くの都市で採用されている。

どのような調査が含まれているか？

対象となる調査は、プリング・レバーに焦点を当てた抑止戦略の中核的要素を持つプログラムをテストし、比較グループを使用して犯罪結果への影響を分析した。

アメリカの中小大都市で実施されたプリング・レバーに焦点を当てた抑止的介入を検証した10の調査が含まれていた。

このレビューの主たる結果は何か？

プリング・レバーの焦点を絞った抑制戦略は、中程度の犯罪削減効果に関連している。10件中9件が統計的に有意な正の効果を示した。すべての調査において、統計的に有意な中程度の平均効果がある。

ギャングやグループ（に対する） 介入プログラムが最も効果があった

ギャングやグループの介入プログラムが最も効果が高く、薬物市場の介入プログラムが次に高いが、リスクが高い個人プログラムが統計的に有意ではあるものの、効果は最も小さかった。

対象となるすべての調査では、無作為化されていない実験デザインが使用されており、影響が過大になる危険性がある。しかし、効果の大きさは、これらのプログラムの有効性について合理的な確信を得るのに十分な大きさである。

このレビューの結果は何を意味するのか？

プリング・レバーに焦点を絞った抑止戦略は、犯罪を減らすのに効果的であると思われる。

ただし、これらのプログラムの有効性をテストするために、より厳密なランダム化比較試験を実施することが推奨される。

焦点を絞った抑止戦略「プリング・レバー」は、犯罪を減らすのに効果的である

【刑事司法】

16. ドラッグコート：青少年よりも成人の薬物の使用と再犯の減少に効果的である

【レビュータイトル】

Drug courts' effects on criminal offending for juveniles and adults



このレビューの目的は何か？

このキャンベルの系統的レビューは、犯罪または薬物使用行動（再犯撲滅）の削減におけるドラッグコートの有効性を評価する。このレビューは、成人ドラッグコート、DWIドラッグコート、少年ドラッグコートからのエビデンスを報告する154の研究から得られた知見をまとめたものである。研究のうち8件を除くすべてが米国内のドラッグコートである。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビュー著者は、2011年8月までに発表された研究を検索した。このキャンベル系統的レビューは2012年2月に出版された。

この要約について

この要約は、キャンベル系統的レビューの the Campbell Systematic Review 2012.4 “Drug Courts’ Effects on Criminal Offending for Juveniles and Adults” 著者Ojmarrh Mitchell, David B. Wilson, Amy Eggers, and Doris L. MacKenzie (DOI: 10.4073/csr.2012.4) を基にした。Tanya Kristiansen は要約をデザインして編集した。この要約の作成のための American Institutes for Research (AIR) からの支援に感謝の意を表明します。

Authors: Ojmarrh Mitchell, David Wilson,
Amy Eggers, Doris MacKenzie
Published date: 2012-02-02

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/focused-deterrence-strategies-effects-on-crime.html>

ドラッグコートは、薬物関連の犯罪者の断薬を頻繁な薬物検査と薬物治療プログラムの遵守を通じて監視している。これらの裁判所は、未成年者には効果的ではないが、成人の将来の犯罪や薬物使用（再犯）を減らすのに効果的である。

このレビューは何を調査したのか？

ドラッグコートは伝統的な司法制度の代替手段である。薬物関連の犯罪者は、治療プログラムを完遂すれば彼らに対する刑が減刑されるという同意のもとにドラッグコートに参加することを提案される。プログラムへの参加者の遵守事項は、裁判所によって監視される。プログラム要件の遵守を強要するために、様々な報酬（例えば、賞賛、達成の記念品、プログラムの次の段階への移動）および制裁（例えば、治療回数の増加または尿検査、短期刑務所収容）が用いられる。

このレビューでは、再犯を減らすという点で、非行少年と飲酒運転（DWI）の犯罪者のためのドラッグコートを含むドラッグコートの有効性を普通の司法制度と比較して検証する。このレビューは、これらの裁判所の短期および長期の再犯に対する影響を批判的に評価している。また、裁判所の特徴と有効性との関係だけでなく、既存のエビデンスの方法論的健全性も評価する。

どのような調査が含まれているか？

対象となる調査は、実験的および擬似実験的な比較グループデザインを用いたドラッグコートの評価である。調査は、犯罪者や薬物使用者の行動（再犯罪）を調べた結果を用いていなければならない。

レビューには合計154件の調査が含まれており、そのうちの92件は成人ドラッグコート、34件は少年ドラッグコート、28件は飲酒運転者を対象とした裁判所である。

このレビューの主たる結果は何か？

成人ドラッグコートとDWI裁判所の両方から、大きく有意な平均効果があった。全般的に、再犯率はプログラム参加者の3分の1強（38%）に過ぎず、比較対象の非参加者の半分（50%）に比べて大きかった。この効果は少なくとも3年間続く。

少年ドラッグコートは再犯を減らす効果があまりない

少年ドラッグコートの効果はこれに比べて小さい。プログラムへの参加は、再犯率を50%から44%に減らした。

ドラッグコートの参加による影響は非常に変動する。高リスクの犯罪者の数が少ないプログラムは、再犯率を低減する上でより効果的である。この知見は、少年ドラッグコートでは高リスク犯罪者がより大きな割合を占めるため、少年ドラッグコートの効果が低い理由を説明するのに役立つ。プログラムの強度の変化は、有効性に関連していない。標準的な段階数または薬物検査回数よりも多くを必要とする裁判所の効果は、他の裁判所と同程度であった。

3つの実験の評価から得られた質の高いエビデンスによって、成人裁判所の再犯に対する影響は確認されているが、効果の経時的耐久性には多少の矛盾がある。DWIのドラッグコートについては、4つの実験評価のうち3つが成人ドラッグコートと類似した結果をもたらしたが、質が高い1つの研究ではマイナスの影響が認められた。

このレビューの知見は何を意味するのか？

ドラッグコートは、成人に対する再犯と飲酒運転を減らすのに効果的であるようだ。少年については効果が小さいが、リスクの高い犯罪者の割合が高いことがその原因かもしれない。

しかし、DWI裁判所の効果を確認し、どんな種類のドラッグコートがどのような文脈で効果があるのかを特定するために効果の変化量を検証するためには、さらなる実験的調査が有用であろう。

ドラッグコートは、成人の再犯と飲酒運転を減らすのに効果的である

【刑事司法】

17. 低リスクの若者に対する警察主導のダイバージョンは若者が司法制度と将来的に関わることを減らす

【レビュータイトル】

Police-initiated diversion for youth to prevent future delinquent behavior



この要約について

この要約は、キャンベル系統的レビュー David. B. Wilson, Iain Brennan, and Ajima Olaghère 著 “Police-Initiated Diversion for Youth to Prevent Future Delinquent Behavior: A Systematic Review” (DOI10.4073/csr.2018:5) に基づいて作成された。Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) が要約を再設定および編集をおこなった。この要約を作成するための American Institutes for Research からの財政支援に感謝の意を表します。

このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは従来の司法手続きと比較して、警察主導のダイバージョンが非行行為に及ぼす影響を調査した。このレビューは13のランダム化比較試験および6件の擬似実験の研究を含む19件の高度な研究よりもたらされたエビデンスを要約している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

我々の対象となる研究の探索は2017年1月に完了したため、その時点までに特定可能な研究のみが含まれている。このキャンベル系統的レビューは2018年5月に公開された。

Authors: David B. Wilson, Iain Brennan,
Ajima Olaghère
Published date: 2018-06-01

Coordinating group(s):
Crime and Justice,

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/police-initiated-diversion-to-prevent-future-delinquent-behaviour.html>

司法制度と関わってしまう低リスクの若者を警察主導でダイバージョンすることは、従来の手続きと比較して、司法制度に若者が将来的に関わることを減らすことについてより効果的である。

このレビューは何についてのものか？

若者の非行と不品行は思春期においては普通のことであり、そのうえ、不品行は、破壊的または問題のある状態から非行状態へ、時として一線を越える。アメリカにおける若者についての全国的に代表的な調査は、とりわけ少年にとって、軽微な非行行動が規範的であることを示している。軽微な非行行動の規範的な性質は、警察が軽微な非行行動に対し矯正的な方法でどのように対応すべきかという問題を提起するだけでなく、将来の不正行為を減らすのに効果的であること以上に、若者を刑事司法制度に巻き込むことを避ける。

警察ダイバージョンのスキームは、警察が若者の裁判処理の代わりに適用することができる戦略を集めたものである。選択肢としてのダイバージョンは、軽微な悪行に携わっている若者を無視することと、そういう少年達に対して犯罪として公式に起訴することの間の選択肢を提供するので、法執行官達には人気がある。警察主導のダイバージョンには、刑事司法制度に関わることによる潜在的に有害な効果に低リスクの若者をさらすことを制限することによって、再犯を減らす可能性がある。

このレビューでは、青少年に対する警察主導のダイバージョンと従来の処理が、公式非行率に異なる影響を与えるかどうかを検討した。

このレビューの主な知見は何か？

本レビューでは、18歳未満の若者に対して警察主導のダイバージョン実践がもつ効果を従来の処理と比べて評価した。

我々は19の評価を代表して合計で14の原稿を特定した。これらの19のうち13がランダムにコントロールされたデザイン（条件をランダムに割

り当てたもの）で、および6つが擬似実験的なデザイン（条件をランダムに割り当ててない）を使用している。これらのデザインの多くが共通する対照群（従来の処理）と比較した2つ以上のダイバージョン条件を含んでおり、分析のために31件の処置対照比較が生み出された。これらの研究は、1973年から2011年の間に全て実施された。ほとんどがアメリカ（11）で実施され、残りはカナダ（4）、オーストラリア（2）、そしてイギリス（2）で実施された。

エビデンスの一般的なパターンは肯定的であり、警察主導のダイバージョンが、従来の処理と比較して、低リスクの若者による将来の非行行動を減らすことを示唆している。従来の処理条件で50%の再犯率と想定すると、ダイバージョンされた若者は約44%の再犯率となることが示唆される。このようなダイバージョンの全体的利点は、明らかなバイアスリスクがないと判断されるランダム割り当て研究でも同じである。ダイバージョンプログラムの類型間において有意な違いは見つからなかった。さらに、これらの調査結果が出版セレクションバイアスの影響をうけることを示唆するエビデンスはなかった。

このレビューの知見が意味するものは何か？

この系統的レビューの結果は、少年司法制度への事前の関与が限定的もしくは全くない低リスクの若者に対する警察主導のダイバージョンの利用を支持する。それゆえに、警察と政策立案者は、少年犯罪に対処する為の解決策の組み合わせの一部としてダイバージョンプログラムを検討する必要がある。

レビューに含まれている研究の多くは、1970年代および1980年代に実施された。調査結果が現代の少年司法の文脈においても依然として当てはまることを保証するためにも、より新し品質の高い研究が必要である。同じ理由で、アメリカ以外でも追加の調査が必要である。

最後に、我々は低リスクの成人の犯罪者に対するダイバージョンの有用性を調査することを推奨する。

軽微な非行行動は、とりわけ少年にとって、規範的である

18. 親密なパートナーからの暴力を防止する支援についての限定的根拠と限定的効果

【レビュータイトル】 Advocacy interventions to reduce or eliminate violence and promote the physical and psychosocial well-being of women who experience intimate partner abuse



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、親密な関係にあるパートナーからの暴力と女性の福祉に対する支援的介入の有効性について評価する。本レビューでは、13の調査から得られた知見を要約している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

このレビューの調査は2015年4月に更新され、2016年1月に公開されている。

この要約について

この要約は、Howard White (Campbell Collaboration) によって執筆されたものであり、Campbell Systematic Review 2016:02 'Advocacy interventions to reduce or eliminate violence and promote the physical and psychosocial well-being of women who experience intimate partner abuse' に基づいている。系統的レビューは、Carol Rivas, Jean Ramsay, Laura Sadowski, Leslie L Davidson, Danielle Dunne, Sandra Eldridge, Kelsey Hegarty, Angela Taft, Gene Feder (DOI: 10.4073/csr.2016.2) によるものである。要約の原案は、Anne Mellbye (R-BUP)、要約の校正、作成は、Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) が行った。

Authors: Carol Rivas, Jean Ramsay, Laura Sadowski, Leslie Davidson, Danielle Dunne, Sandra Eldridge, Kelsey Hegarty, Angela Taft, Gene Feder
Published date: 2016-01-04

Coordinating group(s):
Social Welfare

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/advocacy-interventions-women-intimate-partner-abuse.html>

集中的支援によって、家庭内暴力のシェルターや避難所に保護されている女性の日常生活は好転し、身体的虐待は減少する可能性がある。しかし集中的支援が、性的、心理的、あるいはあらゆる虐待を抑制するのか、女性の精神的健康に役立つかについての明確な根拠はない。短期支援の有効性は明らかではない。

このレビューは何についてのものか？

パートナーからの暴力あるいは家庭内暴力は、身体的、心理的、性的虐待、脅迫、経済的圧迫、傷害、長期にわたる身体的及び心理的健康の諸問題を内包している。“支援（Advocacy）”の訓練を受けた人々による活動的支援は、そうした女性たちが安全策を講じ、虐待とうまく対処し、地域社会から援助を受けることを手助けする。

支援は、医療サービスからの照会を受けて単独でなされることもあるし、複数の機関の一部、ことによると複数の機関が介入することもある。また地域社会やシェルターで行われること、出産や他の医療サービスの一環として行われることがある。支援期間は、1時間未満から80時間までと様々である。

支援は、虐待を防止することに尽力する。また、非公開のカウンセリングを行い、女性たちが自身の立場を改善し、安全策を講じることや様々なサービスを受ける機会を増やす手助けをする。

レビューから得られた主要な知見は何か

どのような調査が含まれているのか？

本レビューは13の臨床調査から得られた知見を要約している。臨床調査では、ケアを全く受けなかった、あるいは一般的なケアを受けた1,241人の被虐待経験のある女性に対する支援を比較している。多くの調査は少なくとも1年間、女性たちを追跡している。

支援によって、親密なパートナーからの暴力が減少し、幸福感が高められるか？

身体的虐待：短期支援は1年後に、何ら効果がなかったことを2つの医療調査と1つの地域調査は明らかにしている。

その一方で、短期支援が、軽度の虐待を減少させたことを1つの妊婦管理調査は明らかにしている。他の妊婦管理調査は短期支援の直後に虐待が克服されたことを明らかにしているが、

女性は鬱の治療を受けており、そのことが結果に影響した可能性がある。2つの調査では、集中的支援が2年以内には身体的虐待を減少させるという乏しい根拠を示している。

性的虐待は、4つの調査で何ら効果がなかったことが明らかにされている。

心理的虐待：1つの妊婦管理調査は支援後12カ月の時点で、心理的虐待が克服されたことを明らかにしている。

鬱：短期支援は、医療サービスにかかっている被虐待女性と妊婦の鬱を支援直後に改善した。集中的支援によって、シェルターで保護されている女性の鬱が12カ月と24カ月の時点で改善されることはなかった。偏りのない調査から得られた結果の多くは、質的には中～低程度の根拠を示している。

人生の質：短期支援の3例については、人生の質に何らよい変化がみられていない。家庭内暴力シェルターと避難所での2つの調査では、集中的支援の効果が乏しいことを示している。また初期診療における調査では、支援直後に日常の仕事に取り組む動機を高めたことを明らかにしている。

結果から分かったことは何か？

集中的支援によって、家庭内暴力シェルターや避難所で保護されている女性たちの日常生活が短期間でみると改善され、支援実施後の1年から2年以内でみると身体的虐待が減少する。集中的支援によって性的、心理的、ないしはあらゆる虐待が克服され、あるいは女性の精神状態が好転するといった明確な根拠は存在しない。短期支援が、特に妊婦やそれほど深刻でない虐待被害を受けた女性の精神状態を短期間で改善し、虐待が減少するとしても、短期支援の有効性については明確でない。

本レビューで要約した調査のいくつかは、調査計画が脆弱なため、調査内容が偏っている可能性がある。支援の仕方、効果測定の方法、追跡調査の期間が様々であるため、相互に一貫性がなく、得られた結果を統合するのは困難である。そのため、どの程度、あるいはどのタイプの支援による介入が女性にとって有益なのかを明確にすることが困難である。

集中的支援によって、家庭内暴力のシェルター / 避難所に保護されている女性たちの日常生活は短期的にみると好転し、身体的暴力は1年から2年でみると減少する

【社会福祉】

19. 親族ケアを受けている子どもらの健康状態と幸福感は、里親によるケアを受けている子どもよりも良い

【レビュータイトル】 Kinship care for the safety, permanency and well-being of children removed from the home for maltreatment



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、虐待のために自宅から離させられざるを得なかった子どもたちの安全性・安定感、および幸福感などにおいて親族ケアが里親ケアよりも効果的であるかどうかを検討する。このレビューは、666,615人の子どもを含む102の研究からの所見を要約している。これらの研究のうち71件がメタ分析に含まれていた。

このレビューはどれくらい最新のものか？

このレビューには、2007年3月から2011年3月までに出版された調査が含まれており、2014年3月3日に発行された。

この要約について

この要約は、Marc Winokur, Amy Holtan, Keri E. Batchelder (DOI 10.4073/csr.2014.2) 著、Campbell Systematic Review 2014:2 “Kinship Care for the Safety, Permanency, and Well Being of Children Removed from the Home for Maltreatment: A Systematic Review” 「虐待のために家から離された子どもの安全性、安定感、幸福感のための親族ケア：系統的レビュー」に基づいて、Bianca Albers (Evidence and Implementation Center, Save the Children Australia) によって書かれた。Anne Mellbye (R-BUP) は、要約をデザインし、Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) が編集した。

Authors: Marc Winokur, Amy Holtan,
Keri Batchelder
Published date: 2014-03-03

Coordinating group(s):
Social Welfare

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/kinship-care-children-removed-from-home-for-maltreatment.html>

親族ケアに託された子どもたちの行動面・精神面の状態、および幸福感は、里親や児童保護施設などに託された子どもたちのそれよりも良い。親族ケアの子どもは、世話になる家や施設のたらいまわしや虐待の経験が少ない。親族が保護者後見人として認められる見込みは、里親ケアに比べて高い。

生みの親の元に戻る割合、託された場所での滞在期間、子どもの成績、家族のつながりの強さ、またはどの程度社会支援サービスや医療サービスが利用されたか、親族ケアと里親ケアのどちらにも違いはない。しかし、里親ケアの子どもたちは、精神保健サービスを利用したり、養子縁組になっていくことが多く、よって生みの親が養育に関与することはほとんどない。

このレビューは何を調査したか？

親族ケアー血縁のある親戚の家へ子ども達を託すことーは、虐待された子どもたちが養護施設や血縁のない家庭に引き取られるのに代わって西欧諸国でより増加している。

このレビューでは、虐待のために自宅から離された子どもの安全性、永続性、幸福感において、里親ケアと比較した親族ケアの効果を検証する。効果を示す結果には、子どもの行動面、精神面、託された場所での安定性と永続性、子どもの成績、家族関係、サービス利用率、再虐待などが含まれる。

どんな研究が含まれていたか？

このレビューに含まれている研究は、子どもの安全性、安定感、幸福感に関して親族ケアに託された子どものデータと里親ケアに託された子どものデータとを比較する。

このレビューには、108の調査研究が含まれていて、それはすべて対照実験か擬似実験である。米国によるものが89件、残りがスペイン、オランダ、ノルウェー、アイルランド、イギリス、イスラエル、スウェーデン、オーストラリアによるものである。

虐待のために自宅から離されざるを得なかった子どもの安全性、安定性、幸福感を確保するには、親族のケアのほうが里親ケアよりも効果的か？

親族ケアの子どもは、里親ケアの子どもよりも行動面や精神面の状態が優れている。つまり、内面化または外面化した問題行動が少なく、行動も適応し、精神障害が少なく、感情面も良好である。彼らはまた、託された場所でもより安定し永続的な生活が経験でき、里親ケアの子どもよりも組織的虐待を受けにくい。また、親族に後見人の資格が与えられる機会は、里親の場合よりも親族ケアの子どもの方が多い。

里親ケアの子どもは親族ケアの児童よりも養子縁組される可能性が高く、親族ケアの児童よりも精神保健サービスを活用する人が多い。

精神保健サービス以外の他の公共サービス（すなわち、障害ある人へ支援をするサービスや医師による支援サービス）を利用する割合、子どもの成績、生みの親の元に戻る割合、また家族との関係や愛着の強さなどに、親族ケア、里親ケア両方の子どもたちに違いはなかった。

研究結果の一部は、状況によるが里親ケアに比べ親族ケアの子どもたちには支援が少なく済むことがとりわけわかっている。永久的な親族ケア・里親ケアにかかわらず、養子縁組か生みの親の元に戻ることが好ましい最終目標である。

このレビューからわかったことが意味することは？

親族ケアは、虐待のために家から離されざる得ない子どもにとって適した選択肢である。しかし、親族ケアにまつわるケースワーカーの関与とサービス提供の必要性が増加し、かかる費用の対策をする政策上の問題が残されている。

これらに含まれる調査研究にはかなりの数の研究がその方法論とデザインに脆弱性を示した。親族ケアの効果については、しっかりした長期的な研究デザインと心理測定器のデータに基づいた、より質の高い定量的研究を行う必要がある。

親族ケアの子どもは、里親ケアの子どもよりも行動面・精神面ともに状態が良い

【社会福祉】

20. 学校で行われる性的虐待予防プログラムは、子どもの防御行動を強化し、性的虐待に関する知識を増加させる

【レビュータイトル】

School-based education programmes for the prevention of child sexual abuse



この要約について

このサマリーは、the Campbell Systematic Review 2015:10 'School-based Education Programmes for the Prevention of Child Sexual Abuse: A Systematic Review' by Kerryann Walsh, Karen Zwi, Susan Woolfenden, and Aron Shlonsky (DOI 10.4073/csr.2015.10)に基づき、Bianca Albers (Centre for Evidence and Implementation) によって立案された。Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) が編集とレイアウトを行った。このサマリーの制作にあたり the American Institutes for Research が資金援助を快諾してくれた。

このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、子どもへの性的虐待を予防するための学校における教育プログラムの効果を検証している。このレビューでは、アメリカ合衆国、カナダ、中国、ドイツ、台湾およびトルコで実施された24試験の結果が要約されている。標準的な質のエビデンスを評価した6のメタアナリシスが含まれている。この研究は、前回のレビューの最新版であり、2014年9月までの公刊物をカバーしている。

このレビューはどれくらい最新のものか？

このレビューの著者は、2014年9月までに公刊された研究を検索した。このキャンベル系統的レビューは、2015年5月4日に公刊された。

Authors: Kerryann Walsh, Karen Zwi,
Sue Woolfenden, Aron Shlonsky
Published date : 2015-05-04

Coordinating group(s):
Social Welfare

Website:
[https://www.campbellcollaboration.org/
better-evidence/school-based-education-
programmes-prevention-of-child-sexual-
abuse.html](https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/school-based-education-programmes-prevention-of-child-sexual-abuse.html)

性的虐待を予防するための学校における教育プログラムは、(短期的には) 初等教育児童の性的虐待に関する知識と、この種の虐待から自己を守る行動を増加させる。

このレビューは何を検証しているのか？

子どもに対する性的虐待は、その規模と結果の両方の点で、重要かつグローバルな問題である。学校での教育プログラムの実施が、もっとも広く用いられる一次予防の方策であった。1980年代以降、こうしたプログラムが学校で教示されてきたが、その有効性は継続的な検証を必要とする。

このレビューで評価するのは以下の点である。子どもの防衛的な行動および性的虐待の予防に関する知識の増加に対して、プログラムが有効かどうか、またそうした行動やスキルが時を経て持続するかどうか、そしてプログラムへの参加の結果、性的虐待が発覚するのか、何らかの害が発生するのか、あるいはその両方か。

このレビューにはそのような研究が含まれるのか？

対照研究、つまり無作為化比較試験(RCTs)および疑似RCTsのみが含まれた。これら研究では、学校で行われる教育プログラムと、一般的な学校のカリキュラムまたはまったくの介入なしと比較された。

このレビューにおける主な結果はどのようなものか？

学校で行われる教育プログラムは、子どもの防衛行動と性的虐待に関する知識を増加させるのか？

学校において行われる子どもの性的虐待予防のための教育プログラムは、性的虐待予防に関する子どもの知識と防衛的な行動の向上という点で、他のプログラムまたは何もしないことに比べて、より効果的である。子どもは、プログラムへの参加によって得た知識を維持するが、6カ

月以上これが保たれるのかを検証した研究はなかった。防衛行動が時とともに維持されるのかを検証した研究もなかった。

学校における教育プログラムへの参加によって、過去ないし現在生じている子どもへの性的虐待の発覚が増加する。しかしながら、この知見を支持するエビデンスは弱く、注意深く解釈されるべきである。

子どもへの性的虐待予防のための教育プログラムに参加することによって、何らかの有害な効果は生じるのか？

学校において行われる教育プログラムは、子どもの参加者に対して恐怖や不安感を引き起こすことはなさそうである。両親の不安感または恐怖は、いずれの研究においても認められなかった。

エビデンスの質はどのようなものか？

このレビューに含まれる研究のエビデンスの質は中程度である。これは、いくつかの研究において検出されたバイアスの危険性、不正確な報告データ、そしてクラスター無作為化デザインを用いた研究については、不適切なデータ分析手法に起因している。

このレビューの知見は何を意味するのか？

子どもの性的虐待予防のための学校における教育プログラムは、子どもの性的虐待に関する知識と、初等教育児童の防衛行動を向上させるのに妥当なアプローチである。レビューでは、こうしたプログラムが実際に子どもの性的虐待を予防するかどうかは評価されなかった。

既にあるプログラム、その内容、手法および提供に関して、またそのウェブベースまたはオンラインでのプログラムの使用も加えた、より厳格な評価を行うためのさらなる研究が必要とされている。こうした研究によって、プログラムへの参加と、子どもの性的虐待に対する実際の予防との関係も検証されなければならない。

過去ないし現在における子どもへの性的虐待の発覚は、学校での教育プログラムの参加者がいることで増加する

【社会福祉】

21. 若者のための能動的な労働市場プログラムは雇用と収益を増やす効果はプログラムとその内容により異なる

【レビュータイトル】 Interventions to improve the labour market outcomes of youth: a systematic review of training, entrepreneurship promotion, employment services and subsidized employment interventions



この要約について

この要約は、キャンベル系統的レビュー 2017:12 「Improve the Labour Market Outcomes of Youth: A Systematic Review of Training, Entrepreneurship Promotion, Employment Services and Subsidized Employment Interventions」 著者 Jochen Kluge, Susana Puerto, David Robalino, Jose Manuel Romero, Friederike Rother, Jonathan Stöterau, Felix Weidenkaff, Marc Witte (DOI 10.4073/csr.2017:12) を基にして Howard White (キャンベル共同計画) により準備が行われた。その後、要約は Tanya Kristiansen (キャンベル共同計画) によりデザインと編集が行われた。American Institutes for Research による本要約作成への財政支援を謝辞する。

このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、若者雇用への介入が与える労働市場とビジネス業績結果への影響を調べる。レビューは31カ国で行われた107件の介入からの113件の報告をまとめる。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビューの著者は、2015年1月までに出版された調査を検索した。このキャンベル・システムティック・レビューは2017年12月に出版された。

Authors: Jochen Kluge, Susana Puerto, David Robalino, Jose Manuel Romero, Friederike Rother, Jonathan, Stöterau, Felix Weidenkaff, Marc Witte

Published date: 2017-12-04

Coordinating group(s):
Education International Development Social Welfare

Website:

<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/improving-youth-labour-market-outcomes.html>

若者は、不均衡に失業と質の低い職業の犠牲者である。能動的な労働市場プログラムは、収益と雇用を増やす。しかし、効果はプログラムの種類、デザイン、内容により大きく異なる。

レビューは何を調べたのか？

若者の失業は、一般成人の平均失業率に比べてはるかに多く、場合によっては、3倍以上となる。今日では、世界に7300万人の若者が失業となっている。その上、労働力人口の5人に2人の若者は、働いているにも関わらず貧困、もしくは失業状態である。若者雇用における挑戦は、就職先を増やすことだけではなく、若者のために、仕事の質を高めることが、特に重要である。

この系統的レビューは、若者雇用への介入が労働市場へ与える影響を調べる。含まれた介入は、技能訓練、起業の促進、就業サービス、雇用関係助成金である。着目する結果は、就業、収益とビジネス業績である。

どの調査が含まれているか？

含まれた調査は：(1)15歳から35歳までの若者を対象とした、能動的な労働市場プログラム(ALMP)を評価しているもの；(2)実験もしくは準実験的研究デザインであるもの；(3)少なくとも雇用、収益もしくはビジネス業績の中の一つを結果として測定し、報告しているものを対象とした。

基盤となる証拠は31カ国で行われた107件の介入であり、その内55件は技能訓練、15件は起業の促進、10件は就業サービス、21件は雇用関係助成金を含む。

レビューの主な結果は？

全体として、若者雇用への介入は、参加した若者の雇用と収益を増やす。しかし効果は少なく、プログラム間により異なる。起業の促進と技能訓練は、有意に効果があるが、就業サービスと雇用関係助成金にはない。

収益に対する影響もまた、ポジティブではあるが、少なく、プログラムによって大きく異なる。起業の促進と技能訓練は、収益を増すことに効果があったが、就業サービスと雇用関係助成金の効果はわずかであり、統計的に有意ではなかった。若者雇用プログラムのビジネス業績結果への効果は限られており、効果量は統計的に有意ではなかった。

プログラム間の異なりに加えて、いくつかの異なりは国事情、介入のデザイン、プログラムの受益者の特徴により説明がつく。ALMPは、低、中所得国が高所得国に比べて桁違いに大きい影響を受ける。最も不利な若者をターゲットとしたプログラムは、特に収益の結果において、より大きい効果を持ち、効果は男性よりも女性に対して若干大きかった。

このレビューの知見は何を意味するのか？

エビデンスによると、能動的な労働市場プログラムを通じた、若者への投資は有益となり得る。技能訓練と起業の促進による介入は、平均的に有意な効果を持つ。つまり、若者を労働市場で支援するために、需要側と供給側の介入を混ぜ合わせることで、有益となる可能性がある。

エビデンスは、注意深く若者雇用への介入をデザインすることの必要性を示している。「何」をするかよりも「どのように」するかが重要であるだろう。この点において、不利な若者をターゲットとすることが、成功の重要な要因となるだろう。

基盤となる証拠を強める必要性があり、より多くの有望なプログラムの調査、特にサブサハラアフリカでの調査が必要となる。今後の研究では、中間結果、ソフトスキルを調べ、費用のデータを収集するべきである。

エビデンスによると、技能訓練や起業の促進などの能動的な労働市場プログラムを通じての若者への投資は、有益となり得る

【社会福祉】

22. 違法薬物使用の減少に向けた12-ステッププログラムは、他の介入に比べて、良くも悪くもない

【レビュータイトル】 12-step programs for reducing illicit drug use



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、違法薬物使用を減らすための12-ステッププログラムの有効性を調査する。レビューでは10の研究結果を要約する。その内9つはアメリカ合衆国で実施された。

このレビューはどれくらい最新のものか？

レビューの著書は、2016年9月までに公刊された研究を検索した。このキャンベル系統的レビューは、2017年2月に公表された。

この要約について

この要約は、キャンベル系統的レビュー 2017:2 12-step programs for reducing illicit drug useに基づき、Ada ChukwudozieとHoward White (Campbell Collaboration) によって準備された。系統的レビューは、Martin Bøg, Trine Filges, Lars Brännström, Anne-Marie Klint Jørgensen, Maja Karman Fredriksson (DOI 10.4073/csr.2017.2) による。レイアウトと編集は、Tanya Kristiansen (Campbell Collaboration) によって行われた。この要約の制作にあたりthe American Institutes for Researchが資金援助を快諾してくれた。

Authors: Martin Bøg Trine, Filges Lars,
Brännström, Anne-Marie Klint Jørgensen,
Maja Karman Fredriksson
Published date: 2017-02-15

Coordinating group(s):
Social Welfare

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/12-step-programmes-illicit-drug-abuse-reduction.html>

違法薬物の乱用は、乱用者、その家族、友人、社会全体にまで、広範囲に及び深刻な影響を及ぼす。望ましい介入プログラムというのは、違法薬物の使用とそれによるネガティブな結果を効果的に減少させ、その上費用対効果が高いものである。現在のエビデンスが示すことは、12-ステッププログラムの効果は他の心理社会的介入と全く同様だということである。従って、プログラムの費用は重要な条件となる。しかし、これらの研究の強度は弱く、12-ステッププログラムの有効性に関する更なるエビデンスが必要とされる。

このレビューは何についてのものか？

違法薬物の乱用は、人的、社会的ならびに経済的に高いコストに繋がるグローバルな問題として認識されている。

12-ステッププログラムは、アルコールクス・アノニマスのアプローチをモデルとし、ナルコティクス・アノニマスなどによって採用された。このプログラムは、完全な断酒（断薬）を目的としている。12-ステップアプローチは、セルフヘルプグループと、Twelve Step Facilitation (TSF) と呼ばれる専門家の治療の双方で用いられている。

このレビューは、違法薬物使用の減少における、12-ステッププログラムの有効性を調査する。検討される副次評価は、犯罪行動、売春、精神科症状、社会機能、雇用状況、ホームレスかどうか、および治療の維持率である。

どのような研究が含まれているのか？

ここに含まれる研究は、違法薬物依存の参加者を対象に、12-ステップの介入について、無作為化比較試験と擬似実験の研究を用いて評価している。研究対象者は、性別や宗教的背景にかかわらず、1種類かそれ以上の違法薬物を使用した人である。

1,071人の参加者から成る全部で10の研究が、最終評価に含まれている。研究の内の9つはアメリカ合衆国、1つは英国において実施された。研究では、12-ステッププログラムと他の介入とが比較される。メタアナリシスに組み入れられたのは9の研究であった。

このレビューの主な結果は何か？

薬物使用の減少について12-ステップ介入と他の心理社会的介入とを比較したところ、治療期間中、治療後、6ヶ月後と12ヶ月後のフォローアップ時において、有効性の違いは認められない。12-ステッププログラムに追加の治療を組み合わせた場合には、6ヶ月後のフォローアップ時に効果が認められたが、この結果の根拠となる研究は少なく、そして12ヶ月後のフォローアップ時には効果は認められていない。

エビデンスの中には、12-ステッププログラムが他のプログラムに比べて、プログラムにとどまる人数が少ないというものもあるが、そのエビデンスは不十分である。他の二次的結果に対する効果は認められなかった。

このレビュー結果は何を意味するのか？

このレビューで示された主要なエビデンスは、違法薬物使用の減少に向けた12-ステッププログラムは、他の介入に比べて、良く悪くもないということである。

この結論は、研究により示されたエビデンスの弱さを考慮し、注意して読まれるべきである。

12-ステップ介入と別の心理社会的介入の違いを検出する力は低く、予測されるエフェクトサイズは小さかった。多くの研究が、介入がグループに施されているという事実を調整しなかった。それ故、有効性を過大評価するのかもしれない。これら全ての不十分さを考慮すると、このタイプの介入の有効性、特に自助グループにおいて、更なるエビデンスが必要とされる。

12-ステップの介入は、薬物使用の減少に関して、他の心理社会的な介入に比べて良くもなく悪くもない

【社会福祉】

23. 若者の非オピオイド薬使用に対する治療方法としてのFFTの有効性を示すエビデンスはほとんどない

【レビュータイトル】 Functional family therapy (FFT) for young people in treatment for non-opioid drug use



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは、11歳～21歳の若者における薬物使用（大麻、アンフェタミン、エクスタシー、コカイン）を減少させるためのFFTの有効性について評価している。本レビューには、2件の無作為化比較試験が含まれているが、このうち薬物使用に関する研究結果が報告されている1件の研究のみから得られた結果を要約している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューの著者らは2013年7月までに発行された研究について調査した。このキャンベル系統的レビューは2015年に発行された。

この要約について

本要約はソフィア・リナルディス Sophia Rinaldis（エビデンスと実装センター Centre for Evidence and Implementation）が作成したもので、Campbell Systematic Review 2015:14 'Functional Family Therapy (FFT) for Young People in Treatment for Non-Opioid Drug Use: A Systematic Review' by Trine Filges, Ditte Anderson, and Anne-Marie Klint Jørgensen (10.4703/csr.2015.14)に基づいている。本要約はタニヤ・クリスチャンセン Tanya Kristiansen（キャンベル共同計画 Campbell Collaboration）が再デザインと校正を行なった。本要約の作成に対してアメリカ研究所 American Institutes for Research から受けた経済的支援に感謝してここに記す。

Authors: Trine Filges, Ditte Andersen,
Anne-Marie Klint Jørgensen
Published date: 2015-09-01

Coordinating group(s):
Social Welfare

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/functional-family-therapy-youth-drug-use-treatment.html>

機能的家族療法 (FFT) は若者たちの大麻、アンフェタミン、エクスタシー、コカインの使用に対する治療方法として用いられる。FFTの有効性を示すエビデンスはほとんどないため、FFTは注意して用いられるべきであり、さらなる評価を受けるべきである。

レビュー研究は何を行なったのか？

機能的家族療法 (FFT) は短期間でマニュアルにもとづいて行なわれる治療的介入である。FFTは外来診療の場で実施されるもので、若年者の行動を改善するために家庭内の相互作用を修正することを目的としている。本レビューでは、若者の大麻、アンフェタミン、エクスタシー、コカインの使用に対する治療方法としてのFFTの有効性について評価している。

本レビューにはどのような研究が含まれているか？

本レビューには11歳～21歳の若者における薬物使用減少へのFFTの有効性について評価する無作為化比較試験が含まれる。本レビューに含まれる研究では、非オピオイド薬使用に対するFFTの効果について、介入なし条件、待機リスト条件、代替的治療条件を比較している。

3本の論文で報告された2件の研究が含まれる。どちらの研究も米国で行なわれた。1件の研究のみ、若年者の薬物使用に関連する研究結果を提供している。その研究では、FFTの有効性と代替的治療の有効性が比較されている。

本レビューの主な結果は何か？

若年者の薬物使用に対するFFTの効果について報告している1件の研究による結果では、大麻の使用が短期間(4ヵ月)減少すること、長期間たつと効果が消えることが示されている。

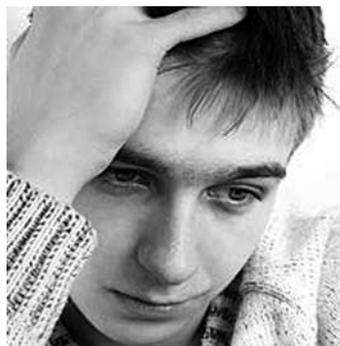
本レビューにおける結果の意味するところは何か？

若者の非オピオイド薬使用に対する治療方法においてFFTの有効性を示すエビデンスは不足している。結論を導き出すのは困難であることから、FFTは、若年者の薬物使用を対象とする場合には注意して用いられるべきである。FFTを支持する諸機関は効果研究を自分たちのプログラムに組み込むべきである。

若年者の薬物使用に対するFFTの効果について論じている研究では、大麻の使用が短期間(4ヵ月)減少したことが示されている

24. 若年者の非オピオイド薬物使用における認知行動療法は、他の治療と同等か劣っている

【レビュータイトル】 Cognitive-behavioural therapies for young people in outpatient treatment for non-opioid drug use



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは、13-21歳の若者の薬物使用（大麻、アンフェタミン、エクスタシー、コカインなど）を減らすための、外来治療における認知行動療法（CBT）の効果を検討しています。このレビューでは、無作為化実験法を用いた、7つの研究結果をまとめています。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューでは、2012年9月までの研究を調査している。また本キャンベル系統的レビューは2015年1月2日に公表されている。

この要約について

この要約は、Bianca Albers (Centre for Evidence and Implementation, Save the Children Australia) により、Campbell Systematic Review 2015:3 'Cognitive-Behavioural Therapies for Young People in Outpatient Treatment for Non-Opioid Drug Use: A Systematic Review' by Trine Filges, Anne-Sofie Due Knudsen, Majken Mosegaard Svendsen, Krystyna Kowalski, Lars Benjaminsen, Anne-Marie Klint Jørgensen (10.4073/csr.2015.3) に基づき、執筆されたものである。Anne Mellbye (R-BUP) より要約の策定がなされ、Howard Whiteが編集が行い、Tanya Kristiansen (共にCampbell Collaboration) により製作された。

Authors: Trine Filges Anne-Sofie Due Knudsen, Majken Mosegaard Svendsen, Krystyna Kowalski, Lars Benjaminsen, Anne-Marie Klint Jørgensen
Published date: 2015-01-02

Coordinating group(s):
Social Welfare

Website:

<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/outpatient-therapies-young-non-opioid-drug-use.html>

若者の薬物使用を減少させるために、外来治療においては、認知行動療法（CBT）は他の介入法と比較して、同等もしくは悪化する。

このレビュー研究はどのようなものか？

大麻、アンフェタミン、エクスタシー、コカインなどの非オピオイド薬物の若年者による使用は世界的に深刻な問題です。認知行動療法（CBT）は、若者の薬物乱用治療として広く使用されています。CBTは、ストレス対処や問題解決の能力向上させることや、薬物使用の機会に抵抗する自信を促進することにより、青少年の薬物利用を減少させることを目的としています。

このレビューでは、外来治療の際に青少年に行われる他の治療と比較して、CBTが13-21歳の非オピオイド薬物使用をより減少させるかどうかを考察しています。

どのような研究が含まれているのか？

このレビューに含まれる研究は、CBTと一ほとんどがセラピーに基づく—その他の幅広い治療法とで、若者の自制や薬物利用、その他の結果への効果を比較したものです。CBT介入は、外来時にクライアント1名もしくは集団で、専門家によってなされたものが含まれています。それらには動機づけ面接のような追加的な要素を含んでいるかもしれませんが、CBTが主要な介入となっています。

17本の論文で報告された1つの優れた研究が本報告では含まれています。1つ全ての研究で無作為抽出法がなされており、うち1つの研究はアメリカ合衆国、1つの研究はオランダで行われています。また全体で953名が研究に参加しています。

CBTは、13-21歳の青少年での非オピオイド薬物の使用を減少させるための外来治療において、他の治療法よりも効果的か否か？

非オピオイド薬物を一切絶つことや使用を減らすことにおいて、外来の薬物乱用治療を受けている青少年に対しては、CBTは他の治療法よりも優れているわけではありません。総合的な結果として、たとえCBTが追加処置として動機づけ面接を併用しても、しなくても同様でした。またCTBが、若者の社会的機能や学校での問題、犯罪活動、治療持続などの他の結果に与える良い効果も見られませんでした。

このレビューの知見の意味するものは何か？

CBTは、外来治療の際に用いる際には、他の治療法と比較して、青少年の非オピオイド薬物使用を減少させるには良いわけではない。

このレビューは、少数の研究だけに基づいており、またそのうちいくつかの研究は方法論に脆弱性と欠陥があります。厳格な研究計画に基づき、世界的なCBTの根拠を加える可能性のある、CBT介入の追加試験のために資金が必要でしょう。今回扱われているCBT研究の大半はアメリカ合衆国で実施されたものです。したがってこのレビューの知見は、他の社会的、文化的状況では適応範囲は限られている。CBT介入についての将来の試みとして、より多くの国において実施されるべきであろう。

CBTは、外来治療への使用では他の治療法よりも、青少年の非オピオイド薬物使用を減少させない

25. ホームレス状態を減らし、居住安定性を改善する介入は効果的である

【レビュータイトル】 Effectiveness of interventions to reduce homelessness



このレビューの目的は何か？

このCampbell系統的レビューは、ホームレスの人たちもしくはホームレスになるリスクのある人に関して、ホームレス状態を減らして居住安定性を向上させるための介入の効果を検証している。このレビューには43件の研究が含まれており、このうち37件は米国から得られたものである。

このレビューはどれくらい最新のものか？

このレビューの著者らは2016年1月までに行われた研究について調査した。このCampbell系統的レビューは2018年2月に発行された。

この要約について

この要約は、ハワード・ホワイトHoward White (キャンベル・コラボレーションCampbell Collaboration) によって作成された。Campbell Systematic Review 2018:03 “Effectiveness of interventions to reduce homelessness: a systematic review and meta-analysis” by Heather Menzies Munthe-Kaas, Rigmor C Berg and Nora Blaasvær (10.4703/csr.2018.03.) に基づいている。要約は、タニヤ・クリスチャンセンTanya Kristiansen (キャンベル・コラボレーションCampbell Collaboration) が再デザインと編集を担当した。この要約に対するAmerican Institutes for Research for the productionからの財政的支援に謝意を表す。

Authors: Heather Menzies Munthe-Kaas,
Rigmor C Berg, Nora Blaasvær,
Published date: 2018-02-28

Coordinating group(s):
Social Welfare

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/effectiveness-of-interventions-to-reduce-homelessness.html>

世界中には多くのホームレスの人たちがいる。よりよい品質のエビデンスは必要であるが、ホームレス状態に対処する介入は効果的であると考えられる。

このレビューでは何を検討したのか？

世界中には、多くのホームレスの人たちがいる。ホームレス状態に対抗するための努力は、地方自治体レベルだけでなく国レベルでも行われている。

このレビューでは、ホームレスの人たちもしくはホームレスになるリスクのある人たちに関して、ホームレス状態を減らして居住安定性を向上させるための手段として、ケースマネジメントを伴う、もしくは伴わない居住プログラムの効果について評価している。

このレビューにはどのような研究が含まれているのか？

このレビューに含まれる研究は、既にホームレスの人たち、またはホームレスになるリスクのある人たちに対する介入についてのランダム化比較試験 (RCT) であり、少なくとも1年間のフォローアップによって、ホームレス状態もしくは居住安定性に対する影響を測定していた。

合計で43件の研究が含まれた。研究のうちの大多数 (37件) が、米国で実施されたものであり、英国は3件、オーストラリア、カナダ、デンマークはそれぞれ1件であった。

このレビューの主な結果は何か？

このレビューに含まれる介入は、すべての比較において、ホームレスを状態減らす、もしくは居住安定性を改善する上で、通常のサービスよりもより良い成果を上げている。

介入は、以下の通りである。

- ・高強度のケースマネジメントと低強度のケースマネジメント
- ・ハウジング・ファースト Housing First

- ・緊急時介入 Critical time intervention
- ・禁欲随伴インセンティブ住宅
Abstinence-contingent housing
- ・高強度のケースマネジメントを伴う非禁欲随伴インセンティブ住宅
- ・住宅バウチャー Housing vouchers
- ・施設治療 Residential treatment

これらの介入には、同様に有益な効果があると考えられる。しかし、ホームレス状態を減らして居住安定性を向上させるという点について、このなかのどれが最善であるかは明らかではない。通常のサービスと比較した場合、高強度のケースマネジメントとハウジング・ファーストでは、中程度の確実性があるエビデンスが得られている。

このレビューの知見の意味するところは何か？

さまざまな居住プログラムとケースマネジメントの介入は、通常のサービスと比較すると、ホームレス状態を減らし、居住安定性を向上させるように思われる。

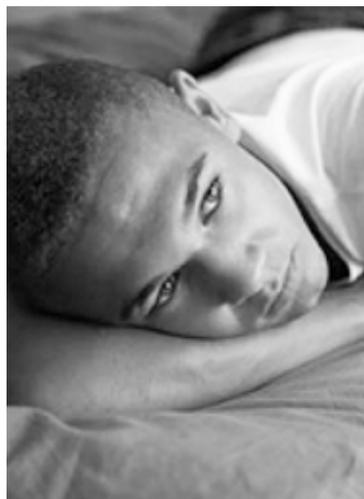
しかし、不十分な研究報告、二重盲検の不実施、不十分なランダム化、参加者割付の秘匿の不実施によるバイアスのリスクが大部分の研究にあるため、この知見は不確かである。よりよく実施および報告される研究が一般的に必要なのに加えて、以下の点に関する研究には明らかな乖離がみられる。1) 恵まれない若者、2) ケースマネジメントもしくは日中治療を伴う禁欲随伴インセンティブ住宅 Abstinence-contingent housing、3) 非禁欲随伴インセンティブ住宅の比較群 vs 独立生活群、4) 通常のサービス以外の介入と比較したハウジング・ファースト、5) 米国以外の研究。

さまざまな居住プログラムとケースマネジメントの介入は、同様に有益な効果があると考えられるが、ホームレス状態を減らして居住安定性を向上させるのにどれが最善であるかは明らかではない

26. 初等中等学校での不登校に対する心理社会的介入の効果

【レビュータイトル】

Psychosocial interventions for school refusal with primary and secondary school students



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは、不登校に対する心理社会的介入の効果を評価する。本レビューでは、8の研究から得られた調査結果をまとめている。

このレビューはどれくらい最新のものか？

本レビューは2013年11月から執筆開始し、2015年5月に発表された。

この要約について

このサマリーは、キャンベル系統的レビュー2015年12号に掲載されたMaynard, B. R., Brendel K. E., Bulanda, J. J., Heyne, D., Thompson, A. & Pigott, T. D.による 'Psychosocial Interventions for School Refusal with Primary and Secondary School Students: A systematic review' に基づき、Gary Ritter (University of Arkansas) により作成された (DOI: 10.4073/csr.2015.12)。Anne Mellbye (R-BUP) がこのサマリーを構想し、Howard Whiteにより編集されTanya Kristiansenより作成された (両者ともキャンベル・コラボレーション)。

Authors: Brandy R. Maynard, Kristen Brendel, Jeffrey J. Bulanda, David Heyne, Aaron Thompson, Terri Pigott
Published date: 2015-05-04

Coordinating group(s): Education

Website:

<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/psychosocial-interventions-for-school-refusal.html>

深刻な感情的苦痛を抱えた生徒に対する認知行動療法（CBT）は、学校への出席を増加させるが、不安に対しては効果を持たない。

本レビューの研究対象

感情的苦痛によって登校に困難を抱える生徒は登校を拒否するかもしれない。無断欠席と違って、不登校は生徒の恐怖、不安、憂鬱によるものである。本レビューでは、心理社会的介入に関する研究をまとめる。これらの介入は主に行動療法であり、リラクゼーション、ソーシャルスキルトレーニング、認知行動療法を含む。

本レビューでは、不登校への心理社会的介入が不安を減少させ、出席を増加させるかどうかを評価する。

レビューの対象となる研究

435人の不登校の就学年齢の参加者を対象とする、8の研究が本レビューではまとめられている。

本レビューで対象となるのは、1980年1月から2013年11月の間に公表された厳密な評価である。薬物治療の効果のみを測定した研究と居住型療養センターにおいて行われた研究は含まれていない。一つを除いて全ての研究は認知行動療法の変形版の効果を測定したものであり、大半は診療所環境で行われた。

本レビューにおける主要な結果

中程度の質のエビデンスが示すところによると、認知行動療法（CBT）は学校の出席を増加させるが、不安には効果がない。

不安に対する心理社会的介入の効果は統計的に有意ではなかった。出席に対する効果はかなりのものであった。

本レビューの対象となる研究のほとんどにバイアスに関するいくつかのリスクがあり、そのリスクは評価された効果を上向きに偏らせる可能性があった。

対象となった多くの研究は、どのようにして参加者をランダムに治療群あるいは統制群に割り付けているのかを明確に説明していなかった。したがって、8つの厳密な研究から得られた、治療効果に関する最新の推定は、注意して読まなければならない。

結果が意味するもの

学校は若者の発達に関する重要な一部である。それゆえ、全ての子どもが適切に学校にかかわることが確実にできるように、不登校に取り組むことが重要なのである。最も頻繁に研究されている不登校に対する介入は、行動療法アプローチと認知行動療法（CBT）である。これらのプログラムの目的は、若者の不安を軽減し出席を増やすことである。

エビデンスは、不登校の治療における認知行動療法（CBT）に不確かながら根拠を与えている。しかし、確かな結論を導き出すには全体として厳密な研究が不足している。これからの研究においては、サンプルサイズをより大きくし、潜在的なバイアスに注意すべきである。研究においては、また、厳密な評価のための他の種類の介入も検討すべきである。長期的な効果を評価することで、出席と不安に関する介入の効果に関する混在した調査結果に対してさらなる見識が得られるかもしれない。

中程度の質のエビデンスによれば、認知行動療法（CBT）は学校への出席を増やすが、不安に対しては効果がない

27. 交際中の暴力を防ぐための学校で行われるプログラムは行動に変化を与えない

【レビュータイトル】

School-based interventions to reduce dating and sexual violence



このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは親密な関係性において生じる暴力を減らしたり、未然防止したりするために、行われる学校で行われる介入の効果について検証するものである。このレビューは態度や信念を変更させ、被害者や加害者を減らし、行動を変容させることを目的としたプログラムに焦点を当てている。このシステムティックレビューは、23の研究を含んでいる。

このレビューはどれくらい最新のものか？

調査研究は2013年7月に完了した。このキャンベルシス系統的レビューは2014年5月28日に出版された。

この要約について

この要約はSimon Goudie (キャンベルコラボレーション) によって書かれている。このPLSは2014年7月のキャンベル系統的レビュー ‘School- Based Interventions to Reduce Dating and Sexual Violence: A Systematic Review’ (Lisa De La Rue, Joshua R. Polanin, Dorothy L.Espelage, Terri D. Pigot) に基づく (DOI: 10.4073/csr.2014.7) AnneMellbye (RBUP, ノルウェー) がこの要約をデザインし、Tanya Kristiansen (キャンベルコラボレーション) によって編集・プロデュースされた。

Authors: Lisa De La Rue, Joshua Polanin,
Dorothy Espelage, Terri Pigott
Aaron Thompson, Terri Pigott
Published date: 2015-05-04

Coordinating group(s):
Education

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/school-based-interventions-dating-and-sexual-violence.html>

交際関係において生じる暴力を防ぐために学校で行われるプログラムは、暴力についての知識や、関係性において生じる暴力を受け入れられないような態度、問題を解決する際の適切な態度の自覚を向上させる。しかし、それらが行動の変容に対して持つ影響はごく僅かなものである。

何についてのレビューか？

親密な関係性にある若者のおおよそ3-10%に問題が発生する。心理的、あるいは身体的、性的な暴力が親密な関係性において生じることは、若者の心理ならびに身体の健康に対して大きな影響を持つ。親密な関係性において生じる暴力は長期にわたって影響をもたらす。それは例えば、抑うつ状態や摂食障害、薬物乱用などであり、さらに、学校でのパフォーマンスにも影響する。

このレビューは中学校ならびに高等学校において実施された親密な関係性において生じる暴力を防止するためのプログラムについてのエビデンスを要約したものである。

含まれている研究は何か？

10代の若者の親密な関係性において生じる交際中の暴力や性的暴力を減少させたり、予防したりするために学校で行われた介入についての研究のみが含まれている。研究の中には、以前から発展してきたプログラム、例えば Love U2や Safe Dates、Connections: Relationship and Marriage などのようなプログラムを扱ったものもある。他の研究は、補助的なプログラムや最近発展してきたプログラムを用いている。

このレビューに含まれるための条件として、こうしたプログラムは介入が持つ影響について次のうち一つ以上を測定している必要があった。すなわち、(a)交際関係において生じる暴力についての知識、(b)交際関係において生じる暴力についての態度、(c)レイプ神話の受容、(d)交際関係において生じる暴力についての加害性、(e)交際関係において生じる暴力についての被害性、(f)親密なパートナーとの関係において健全なふるまいはいかなるものか、非健全なふるまいはいかなるものかを認識する能力、である。

厳密に定義された統制群を持った研究のみが含まれている。

この系統的レビューは、23の研究のデータを要約しており、うち14はバイアスのリスクが高いと評価された。これら含まれる研究は、アメリカ合衆国やカナダにおいて実施されたものである。

学校で行われるプログラムはいかに有効であるか？

予防のためのプログラムは、交際関係において生じる暴力についての若者の知識と態度を改善させる。これらの効果はフォローアップにおいても維持される。介入群の学生たちは交際関係において生じる暴力に関する知識についての中程度の向上、ステレオタイプの「レイプ神話」に対しての受容度の低下、人間関係において生じる対立を解決することについて中程度の向上が見られた。

学校で行われたプログラムが加害量と被害に与える影響を検証した研究の数は限られていた。これらの研究は、予防プログラムが、行動にはごく小さな影響しか持たないことを示唆した。

このレビューは政策立案者や意思決定者にいかなる示唆を与えるか？

人間関係において生じる暴力を予防するためのプログラムは重要である。なぜならば、暴力は青少年が健やかであることに対して強い影響を持ち、長期間にわたって影響を持つリスクもあるからだ。既存のプログラムはより行動の変容を促すようにデザインされるべきである。対人関係においてのスキルを生徒同士の中ではくむ要素がこの目的達成に役立つであろう。

このレビューは研究に対していかなる示唆を与えるか？

予防のために尽力するには、態度と行動の双方を変えることが必要である。今後の研究においては、単なる知識や態度に留まるのではなく、より一層実際の行動について測定することに焦点が置かれる必要がある。また、プログラムも文脈として若者の社会的な、行動面における成長に対して機能する社会的要素、例えば仲間集団の影響などについて熟考する必要がある。

ここに含まれた研究の全ては北アメリカにおけるものであった。他の地域における研究も必要である。

恋人からの暴力 (dating violence) に対する、若者の知識や心構えを向上させる

【教 育】

28. 不登校プログラムは学校への出席を増加させるが、よりよいプログラムとエビデンスが求められている

【レビュータイトル】 Indicated truancy interventions: effects on school attendance among chronic truant students



この要約について

この要約は、Ada ChukwudozieとHoward White（キャンベルコラボレーション）によって準備されたものであり、キャンベル系統的レビュー 2012:10 'Indicated Truancy Interventions: Effects on School Attendance among Chronic Truant Students' に基づく。これは、Brandy R. Maynard, Katherine Tyson McCrea, Terri D. Pigott, Michael S. Kellyによるシステマティックレビューである (DOI10.4073/csr.2012.10)。Tanya Kristiansen（キャンベルコラボレーション）が編集しレイアウトをした。この要約を作成するうえで、アメリカ研究基金による金銭的な支援があったことを明記しておく。

このレビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューは、学校への出席に対する介入の効果を検証し、政策、実践、研究に情報を提供することを目的としている。このレビューはアメリカ合衆国、カナダ、イギリス、オーストラリアにおいて行われた28の研究における知見を要約している。

このレビューはどれくらい最新のものか？

このレビューの著者は2009年3月までに発表された研究について調査した。また、このキャンベルシステマティックレビューは2012年7月に発表された。

Authors: Brandy R Maynard, Katherine Tyson McCrea, Michael S. Kelly, Aaron Thompson, Terri Pigott
Published date: 2012-05-07

Coordinating group(s):
Education

Website:
<https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/truancy-interventions-effects-on-school-attendance.html>

不登校は若者、家族、学校、コミュニティに対して、喫緊の、そして広範囲に重大な影響をもたらす。不登校への介入プログラムは生徒の出席を増やすために、様々な様式を用いてこれらの問題を和らげることを目的としている。このレビューは、不登校への介入が、慢性的に不登校の生徒の出席に対して持つ効果について検証している。概して、不登校介入に参加した不登校の生徒は、そうではない生徒に比べて4.7日多く学校に出席した。

このレビューは何を研究したのか？

不登校は問題として広く認識されている。多くの政府が不登校に対処する政策を定め、また、この問題を解決するためにかなりの労力を割いている。不登校の割合はよくてもせいぜい一定であり、大抵の場合には高まっている。不登校への介入プログラムは、学校への出席を増加させることを目的としている。

不登校への介入プログラムは多岐にわたる。それらは様々なタイプのリスク要因を対象としているし、様々なタイプの介入方法を用いる。介入には個人におけるリスク要因、例えば学校への不安や恐怖、低い自尊心、社会的なスキル、健康状態などをターゲットとしているものもある。家族におけるリスク要因、例えばコミュニケーションや親のサポート、しつけや随伴性マネジメント、親との関係、学校とのコミュニケーションなどをターゲットとしているものもある。また、学校におけるリスク要因、例えば学校の気風や、出席に関するポリシー、教員と生徒の関係性、いじめなどをターゲットとしているものもある。介入の中には、3レベル全てにまたがって、多元的なリスク要因をターゲットとしているものもある。使われる方法は、生徒と保護者に対する1日のワークショップから、カウンセリングやチュートリアル、ケースマネジメントを含む複数の要素からなる1年間に及ぶプログラムにまで多岐にわたる。

含まれる研究は何か？

含まれる研究は、不登校への介入について、無作為化比較試験（RCT）、擬似実験のデザイン（QED）、処置前-処置後の試験デザイン（SGPP）を用いて評価している。このレビューは、小学校や中学校の生徒の出席を増加させることを目的とし、その調査が行われた当時に出席について問題を抱えていた生徒に

焦点を当てている介入を含んでいる。1725名の生徒の参加からなる28の研究がこのレビューには含まれており、そのうち16がメタ分析に含まれた。

このレビューの主要な結果は何か？

概して、不登校への介入プログラムには効果がある。介入は出席に対して、概して正で中程度の平均効果を持っており、介入の終わりまでに生徒1人あたり4.7日の出席を増加させる。長期間におけるアウトカムを測定した研究はなく、それゆえに我々には、これらの出席増加が介入の終わった以後にも継続するものであるのかは分からない。

チャンネル（学校、裁判所、コミュニティベースなど）の違いによって、あるいは介入の様式（個人、家族、集団、複合的なものなど）の違いによって、また、介入の期間（例えば、一日と一年などで）の違いによって、効果に有意な差はなかった。既存の文献において不登校を減らすための最善の実践として広く信じられていることや、奨励されていることに反して、コラボレーションによるプログラムや複合的な介入は、他のタイプの介入と比して大きな効果をもたらさなかった。しかし、サンプルサイズの小ささと研究間で相当な違いがあるため、これらの知見を解釈したり応用したりするうえでは注意が必要である。文献の不足、特にマイノリティにあたる学生を含んだものの不足が見られた。

このレビューにおける知見は何を意味するか？

全体を通して、不登校の生徒は出席行動をターゲットにした介入から利益を得る。これによって、不登校の若者への介入は重要であり、価値のあるものだといえる。慢性的な不登校の生徒は平均して一人当たり4.7日の出席増加を達成した。1つのプログラムが突出して効果があるわけではないことを考慮すると、学校は各々の持っているリソースを使って介入することができる。この研究において、何らかの介入を受けた生徒の出席には有意な改善が見られたとはいっても、彼らの出席は許容できるレベルよりも低いままであり、それゆえに我々は継続してこれらの介入ならびにアウトカムを改善していく必要がある。研究の知見間で差があったことを理解するうえで、より強力なエビデンスの基盤が求められる。加えて、効果的な介入、そしてそれと同じくらい重要なものとして効果的ではない介入についての中心的なレポジットが必要である。

中程度の質のエビデンスによれば、認知行動療法（CBT）は学校への出席を増やすが、不安に対しては効果がない

龍谷-キャンベルシリーズ

キャンベル共同計画 介入・政策評価系統的レビュー 第14号

2020年3月31日発行 非売品

編集発行者 石塚伸一

発行所 龍谷大学 犯罪学研究センター
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
TEL 075-645-2184

URL <http://crimrc.ryukoku.ac.jp/>

印刷所 有限会社テトラ